

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 小 野 共

- 1 日時
平成 28 年 7 月 4 日（月曜日）
午前 10 時 1 分開会、午後 2 時 43 分散会
（休憩 午前 11 時 54 分～午後 1 時 1 分、午後 1 時 29 分～午後 1 時 44 分）
- 2 場所
第 1 委員会室
- 3 出席委員
小野共委員長、佐々木茂光副委員長、伊藤勢至委員、郷右近浩委員、柳村一委員、
岩崎友一委員、城内よしひこ委員、飯澤匡委員、工藤大輔委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
田内担当書記、日向担当書記、佐藤併任書記、藤澤併任書記、佐々木併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 秘書広報室
保秘書広報室長、高橋副室長兼首席調査監、千葉総括調査監、
八重樫秘書課総括課長、蛇口特命参事兼行幸啓課長、上和野広聴広報課総括課長
 - (2) 総務部
風早総務部長、大槻理事兼副部長兼総務室長、石川総合防災室長、
稲葉入札課長、松本放射線影響対策課長、佐藤人事課総括課長、
小原財政課総括課長、佐藤法務学事課総括課長、岡部私学・情報公開課長、
小畑税務課総括課長、猪久保管財課総括課長、會川防災危機管理監、
山田防災消防課長、山崎総務事務センター所長
 - (3) 政策地域部
大平政策地域部長、宮野理事兼副部長兼地域振興室長、南副部長兼政策推進室長、
佐々木科学 I L C 推進室長、小野政策監、白井評価課長、葛尾調整監、
石田市町村課総括課長、佐藤調査統計課総括課長、菊池情報政策課総括課長、
菅原県北沿岸・定住交流課長、大坊交通課長、鈴木地域連携推進監
 - (4) 復興局
木村復興局長、高橋技監兼副局長、内宮副局長、熊谷復興推進課総括課長、
田村まちづくり再生課総括課長、高橋産業再生課総括課長、

小笠原生活再建課総括課長

(5) 国体・障がい者スポーツ大会局

岩間局長、小友副局長兼総務課総括課長、泉副局長、安部施設課総括課長、
藤澤参事兼競技式典課総括課長、工藤障がい者スポーツ大会課総括課長

(6) 警察本部

種田警務部長、勝又参事官兼警務課長、乳井参事官兼会計課長、
羽澤参事官兼生活安全企画課長、大和田参事官兼交通企画課長

7 一般傍聴者

7人

8 会議に付した事件

(1) 議案等の審査

ア 議案第1号 平成28年度岩手県一般会計補正予算（第1号）

イ 議案第2号 岩手県県税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求
めることについて

ウ 議案第3号 県議会議員又は知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに
ビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

エ 議案第4号 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関す
る条例の一部を改正する条例

オ 議案第6号 岩手県県税条例の一部を改正する条例

カ 議案第7号 企業立地の促進等のための集積区域における県税の課税免除に関す
る条例の一部を改正する条例

キ 議案第8号 復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改
正する条例

ク 議案第9号 地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例

ケ 諮問第1号 退職手当支給制限処分に係る異議申立ての諮問について

(2) 請願陳情の審査

ア 受理番号第14号 T P P協定を国会で批准しないことを求める請願

イ 受理番号第15号 所得税法第56条廃止を求める請願

ウ 受理番号第16号 米軍元海兵隊員による沖縄での女性殺害事件に強く抗議し、日
米地位協定の抜本的見直し、海兵隊の撤退、米軍基地の大幅な整
理・縮小を求める請願

9 議事の内容

○小野共委員長 これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、議案等の審査を行います。議案第1号平成28年度岩手県一般会計補正予算（第1号）第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入各款、歳出第2款総務

費及び第9款警察費、第3条地方債補正を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小原財政課総括課長 議案第1号平成28年度岩手県一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。議案（その1）の1ページをお開き願います。今回の補正は、東北観光復興対策交付金を活用したインバウンド対策の実施に要する経費など、復興の推進に必要な経費の予算を計上したほか、希望郷いわて国体、希望郷いわて大会等に伴う行幸啓対応や平成28年熊本地震被災自治体の国体等への参加支援に要する経費など、早期に措置が必要な予算を計上したものであります。

まず第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16億3,898万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1兆677億4,589万7,000円とするものでございます。第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分等につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりであり、内容につきましては後ほど予算に関する説明書により御説明申し上げます。

次に、第2条債務負担行為の補正につきましては、第2表債務負担行為補正のとおり、第3条地方債の補正につきましては、第3表地方債補正のとおりでありますので、順次御説明申し上げます。

5ページをごらん願います。第2表債務負担行為補正についてであります。いずれも県土整備部所管事業の変更2件でございます。当委員会所管にかかるものはございません。

次に、6ページをごらん願います。第3表地方債補正のうち、空港整備など3件について起債の限度額を変更しようとするものであります。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、便宜予算に関する説明書により御説明申し上げますので、予算に関する説明書の3ページをお開き願います。まず、歳入について御説明申し上げます。5款地方交付税につきましては、復旧復興事業の補正に伴う震災復興特別交付税の増額でありまして、補正額は1億6,692万3,000円の増額としております。

4ページでございます。9款国庫支出金、1項国庫負担金につきましては、基幹河川改修事業に伴い増額するものであり、補正額は4,200万円の増額でございます。

5ページ、2項国庫補助金につきましては、1目総務費補助金から7目土木費補助金まで、東北観光復興対策交付金を含む国庫補助事業の補正に伴い増額するものであり、補正額の合計は8億8,795万4,000円の増額でございます。

6ページ、12款繰入金、2項基金繰入金につきましては、今回の補正に伴い基金からの繰り入れを増額しようとするものであり、補正額は4億1,968万円の増額でございます。

7ページ、14款諸収入、8項雑入につきましては緊急雇用創出事業費補助金返還金を計上するものであり、補正額は2,042万5,000円の増額でございます。

8ページ、15款県債、1項県債につきましては、いわて花巻空港利用促進事業等に充てる県債の補正であり、補正額は1億200万円の増額でございます。

なお、平成 28 年度末の県債現在高見込みにつきましては、地方債の年度末における現在高見込みに関する調書により御説明いたしますので、25 ページをお開き願います。事業区分ごとの説明は省略させていただきますので、26 ページ上から 5 行目の計の欄をごらん願います。左側から数字の入っている 5 列目が、補正前の 28 年度末現在高見込み額でございます。1 兆 3,166 億 4,480 万円となっております。今回の補正額は 1 億 200 万円であり、この補正額と繰越額の確定に伴う今年度の起債見込額の移動がありまして、これも記入しておりますが、これを加味しまして、一番右の欄でございます補正後の 28 年度末現在高見込みが 1 兆 3,148 億 9,316 万 9,000 円となるものでございます。

以上、御説明したとおり、今回の補正で増額する歳入総額は 16 億 3,898 万 2,000 円となっております。

次に、予算に関する説明書の 9 ページにお戻りいただきまして、当委員会の所管の歳出につきまして御説明申し上げます。

まず、2 款総務費、2 項企画費につきましては、行幸啓等に伴う経費を計上するものでありまして、4,700 万 6,000 円の増額でございます。

10 ページ、4 項地域振興費につきましては、東北観光復興対策交付金を活用して、インバウンド誘客に向けた受け入れ体制の整備を行う三陸ジオパーク推進費を計上するもので、1,878 万 5,000 円の増額でございます。

11 ページ、10 項国体、障がい者スポーツ大会費につきましては、平成 28 年熊本地震被災自治体の国体等への参加支援に要する経費を計上するもので、2,300 万円の増額でございます。

以上、総務費の補正額の総額は 8,879 万 1,000 円でございます。

次に、23 ページまで飛びまして、9 款警察費、2 項警察活動費につきましては、行幸啓等に伴う警察活動運用費を計上するもので、1 億 2,124 万 5,000 円の増額でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○小野共委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 2 号岩手県県税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求め

ることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**小畑税務課総括課長** 議案第2号の岩手県県税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて御説明を申し上げます。議案（その2）の1ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております資料、岩手県県税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてにより御説明させていただきます。

まず、1の提案の趣旨についてであります。地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布され、県税関係部分の一部が同日及び同年4月1日から施行されたことに伴い、岩手県県税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したことから、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

次に、2の条例の内容についてであります。まず、(1)の事業税関係は、資本金等の額が1億円を超える法人に課している外形標準課税の拡大を図るため、法人事業税の付加価値割及び資本割の税率を引き上げ、所得割の税率を引き下げたものであります。

次に、(2)の不動産取得税関係は、新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を家屋新築の日から1年を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長したものであります。また、新築の特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置及び認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を、これも平成30年3月31日まで延長したものであります。

資料の2ページをお開き願います。次に、(3)の自動車取得税関係は、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に関する自動車取得税の税率の特例措置の適用対象に車両総重量が7.5トンを超えるバス、トラックで、平成28年度ディーゼル重量車排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすものを加えたものでございます。

次に、(4)の復興支援のための税制上の措置は、原子力発電所事故に関し、自動車持ち出し困難区域内にある一定の自動車で、用途廃止等したものの代替自動車の取得に係る自動車取得税及び自動車税の納税義務の免除措置を平成29年3月31日まで延長したものでございます。

次に、(5)のその他は、公布改正に伴う所要の整備であります。

最後に、3の施行期日等についてであります。平成28年3月31日及び4月1日から施行したこと、及び所要の経過措置を講じたものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**小野共委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○**飯澤匡委員** 国の法律改正によって措置された県税条例の改正はもう専決処分をしているのですが、その件について、事業税関係とそれから自動車取得税関係が変更されたこ

とによって、本県の税収にどのような影響があるのか、推計で結構ですから、教えてください。

○小畑税務課総括課長 今回の専決処分におきましては、法人事業税の外形標準課税の拡大ということで、外形部分の引き上げと所得割の引き下げを行ったものでございます。これにつきましては、事業年度が平成 28 年 4 月 1 日からの事業年度ということで、影響が出てくるのは平成 29 年度以降というようなことでございますので、平成 28 年度の当初予算については、今回は計上していないというところでございます。

これに伴います平年度ベースの影響額でございますけれども、外形課税分の拡大部分が本県におきましては 21 億円ほどの増、それから所得割の引き下げが同じく 21 億円ほどの減というふうに見込んでいるところでございます。制度的に税収中立という形で制度設計されてございますので、基本的には増減、プラスマイナスはないと見込んでいるところでございます。

それから、自動車取得税につきましては、今回トラックのクリーン化に伴う追加措置でございますけれども、これの税収見込みについては計上していないところでございます。

○飯澤匡委員 自動車取得税関係ですけれども、実はいろいろなメニューが出ていますが、ただ適用するのには非常にハードルが高い部分があるので、果たしてこれがすぐにはね返るかどうかというのは、私個人的には疑問な点があります。ちょっと経過を見なければわからないと思います。

自動車税関係は、過去に環境税の導入等の仕掛けもあったり、いろいろ出てくるわけですが、恐らくある時点で、非常に大きな変革が持たされて、もう既に無人運転等の状況でもありますので、これは国の基準に準じてやることですが、その点についても県ではしっかりフォローする必要があるのではないかと考えております。

○小野共委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案を承認することに決定いたしました。

次に、議案第 3 号県議会議員又は知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○石田市町村課総括課長 議案第3号県議会議員又は知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。議案(その2)の42ページをお開き願います。内容につきましては、便宜お手元にお配りしております条例案の概要により説明申し上げます。

まず、1の改正の趣旨でございますが、今般公職選挙法施行令に定める国政選挙の選挙公営費の限度額の改正が行われたことに伴いまして、県議会議員選挙及び知事選挙における選挙公営費の限度額につきましても、国政選挙と同様に引き上げようとするものでございます。

次に、2、条例案の内容でございますが、今回改正となりますのは、平成26年4月の消費税率引き上げが影響する経費となっております。自動車の使用のうち、自動車の借入れ及び燃料の供給に係る費用並びにビラの作成、ポスターの作成に係る費用となっております。

一つ目は第4条関係でございますが、選挙運動用自動車の使用に係る単価の引き上げでございます。自動車借入れに係る1日当たりの単価を1万5,300円から1万5,800円に、燃料に係る1日当たりの単価を7,350円から7,560円に引き上げるものでございます。

二つ目に、第6条及び第8条関係でございますが、選挙運動用ビラの作成に係る単価の引き上げでございます。作成枚数が5万枚以下の場合の単価を7円30銭から7円51銭に、作成枚数が5万枚を超える場合の単価を4円88銭から5円2銭に引き上げるものでございます。

三つ目に、第11条関係でございますが、選挙運動用ポスターの作成に係る単価の引き上げでございます。ポスター掲示場数が500以下の場合の印刷費の単価を510円48銭から525円6銭に、ポスター掲示場数が500を超える場合の印刷費の単価を26円73銭から27円50銭に引き上げ、企画費についても30万1,875円から31万500円に引き上げるものでございます。

次に、3、施行期日等でございますが、この条例は公布の日から施行することとし、経過措置といたしまして、具体の選挙の適用につきましては、条例の施行の日の以後に告示される県議選または知事選から適用することとしており、条例の施行の日の前日までに告示された県議選または知事選については、改正前の規定が適用されることとなるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○小野共委員長 ただいま説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第4号岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**石田市町村課総括課長** 議案第4号の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案（その2）の46ページをお開き願います。内容につきましては、便宜お手元に配付しております条例案の概要により御説明申し上げます。

本条例は、平成12年に施行された地方分権一括法による地方自治法の改正により、都道府県の事務の一部を条例の定めるところにより市町村が処理することができることとされたことを受けまして、平成12年に岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例として制定したものでございます。

それでは、今回の改正条例案について御説明いたします。まず、1の改正の趣旨でございますが、医療法の一部改正により廃止された事務を移譲事務から除くとともに、あわせて所要の整備をするものでございます。同法の改正内容でございますが、医療法人と理事との利益が相反する取り引きについて、これまで都道府県知事が利害関係人からの請求または職権により特別代理人を選定し、理事にかわり医療法人を代表して取り引きを行うこととされておりましたが、今般の法の一部改正により医療法人のガバナンスの強化を図るため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定を準用いたしまして、理事会において当該取り引きに関する重要な事実を開示し、承認を受け、取り引きを行うこととされました。これに伴いまして、特別代理人の選任に関する事務が廃止されたものでございます。

次に、2、条例案の内容でございますが、一つ目は、法改正により廃止された特別代理人の選任に係る事務を盛岡市が処理することとする事務から除くことについてでございます。法に基づく許認可等の事務の一部を保健所設置市である盛岡市に移譲しておりましたが、先ほど申し上げました法の一部改正に伴い、特別代理人の選任に関する事務が廃止されたことによりまして、条例による移譲事務から除こうとするものでございます。

二つ目は、条例で引用している条項の修正等、所要の整備をしようとするものでございます。

次に、3、施行期日でございますが、この条例は改正法の施行日である平成28年9月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○小野共委員長 ただいま説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第6号岩手県県税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小畑税務課総括課長 議案第6号の岩手県県税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案(その2)の49ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております岩手県県税条例の一部を改正する条例案の概要により御説明申し上げます。

まず1、改正の趣旨であります。平成28年3月の地方税法の一部改正に伴い、県民税の法人税割の税率を引き下げるとともに、自動車取得税を廃止及び自動車税に新たに環境性能割を設けるなどの所要の改正をしようとするものでございます。

次に、2、条例案の内容であります。まず、(1)の県民税関係は、法人税割の税率を100分の1とし、特例税率を100分の1.8としようとするものであります。これは、地域間の税源の偏在を是正するため、法人住民税法人税割の税率を引き下げ、反対に国税である地方法人税の税率を引き上げ、その増収となる部分の全額を地方交付税の原資に充てようとするものでございます。

次のページをお開き願います。(2)の事業税関係は、法人事業税の特例税率を廃止するものであります。これにつきましても、税源の偏在是正のために暫定的に措置されておりました法人事業税の税率の特例措置分を今回の法人住民税法人税割の交付税の原資化にあわせ、廃止しようとするものでございます。

次に、(3)の自動車取得税及び(4)の自動車税関係は、自動車取得税を廃止し、自動車税に新たに環境性能割を設けるとともに、現行の自動車税を自動車税種別割としようとするものでございます。自動車税環境性能割は、現行の自動車取得税と同様に自動車の取得時に自動車の取得価格をもとに申告納付をいただくというようなものでございまして、税率は燃費基準達成度等に応じて4段階となっております。なお、市町村税である軽自動車税についても環境性能割が設けられますが、法律の定めによりまして、当分の間は県が賦課徴収をするとされているところでございます。

次のページをお開き願います。そのほか原子力発電所事故に関し、自動車持ち出し困難区域にある一定の自動車等で用途廃止等をした代替自動車について、環境性能割及び種別割の納税義務を免除する措置を延長しようとするものでございます。

(5)のその他でございますけれども、租税特別措置法の一部改正等に伴う所要の整備をしようとするものでございます。

最後に、3、施行期日等でございますが、(1)及び(2)のとおり、一部の所要の整備規定を除き、平成29年4月1日から施行するものとし、所要の経過措置を講じるとともに、(3)として今回の県税条例の改正に伴い、整備が必要な他の条例についてあわせて改正をしようとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小野共委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○郷右近浩委員 今回、このような形で県税条例の一部を改正することによって、岩手県としてはどのような影響が出てくるか、その点についてお知らせいただければと思います。

○小畑税務課総括課長 今回の改正に伴う本県の県税部分への影響でございますけれども、まず自動車関係は、自動車取得税の廃止に伴いまして、平成27年度の決算見込みベースで、15億円ほど減収になるというふうな現状でございます。また、新たに設けられます環境性能割では、粗い推計ですけれども約7億4,000万円（後刻「8億2,000万円」と訂正）ほどの増が見込めるといったところでございます。

それから、法人住民税の法人税割の関係では、税率が引き下がりますので、平年ベースで考えると15億円ほどが減になるわけですが、これは全額が交付税の原資に切りかわり、交付税措置されるといったところでございます。法人事業税の関係につきましては、現在、地方法人特別税ということで、国税で徴収してございますけれども、これが115億円ほどの減とされるのではないかと現時点では推計してございます。

○郷右近浩委員 そうしたことで、全体的に自動車取得税であったりとか、そういったことではマイナスになるということですが、その分を地方交付税できちんと埋めるといことでありますが、この地方交付税は、今後継続してきちんと予算の手当てができる、そうしたことについては、国から県に対してどのような形で保障されているといったら変ですけれども、どのような話になっているのかお知らせいただきたいと思います。

○小原財政課総括課長 国の資料によりまして、地方固有の財源である地方交付税の原資に国税化された地方法人税の全額を繰り入れることで、地方公共団体の貴重な税財源の性格が失われることはないとされております。

個別の団体ごとの算定は、基準財政需要額をどう計算するかということによりまして、その額というのはきちんとはわかりませんが、本県が拠出する額が今後十数億円とされておりますし、全体ではマクロベースで6,000億円超が原資化されるということですので、本県に対する一般財源総額はある程度保障されるのではないかと考えております。

○**風早総務部長** 財政課総括課長が御説明申し上げましたが、若干補足いたしますと、法人住民税を地方法人税にして交付税の原資化することにつきましては、偏在是正のために全国一律に行われており、地方交付税の不交付団体である東京都などからもいただくわけです。地方交付税の原資化される地方法人税は、東京に非常に偏在しておりまして、恐らく全国の4分の1以上は東京都及び東京都の市区町村です。人口1人当たりの地方法人税収の指数は、恐らく東京が250とか260、本県は60ぐらいですので、そういうバランスから考えますとマイクロで幾らというのは今財政課総括課長が申し上げたとおり、算定してみないとわからないという点がございしますが、マクロで見ると偏在是正のためにやっているものでありますので、本県にとってはメリットがある制度改正と理解をしております。

○**小野共委員長** 1点確認します。県内で原発事故の関係で、自動車等の用途廃止で納税義務の免税措置を受けた人というのはいますか。

○**小畑税務課総括課長** 現在のところは、該当はございません。

○**小野共委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第7号企業立地の促進等のための集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**小畑税務課総括課長** 議案第7号企業立地の促進等のための集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案(その2)の128ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております条例案の概要により御説明させていただきます。

まず、1の改正の趣旨及び2の条例案の内容についてであります。地方税の課税免除に伴う地方交付税による減収補填制度について定める総務省令の一部が改正され、課税免除の適用対象となる特定事業のための施設の設置に係る基本計画の同意の期限が1年間延長されましたことから、本条例の適用期限も平成29年3月31日まで延長しようとするものでございます。

3の施行期日等についてであります。公布の日から施行し、平成28年4月1日から適

用しようとするものでございます。このため、所要の経過措置を講じようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○小野共委員長 ただいま説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第8号復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小畑税務課総括課長 議案第8号復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。議案（その2）の129ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております条例案の概要により御説明させていただきます。

1の改正の趣旨及び2の条例案の内容についてであります。地方税の課税免除等に伴う地方交付税による減収補填制度について定める総務省令が一部改正され、課税免除による減収補填の適用対象となる事業者、または法人の指定の期限及び対象となる施設または設備の新增設の期限がそれぞれ1年間延長されたことから、本条例の適用期限も平成29年3月31日まで延長しようとするものでございます。

3の施行期日等についてであります。公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用しようとするものでございます。このため所要の経過措置を講じようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○小野共委員長 ただいま説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第9号地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**小畑税務課総括課長** 議案第9号の地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例について御説明を申し上げます。議案(その2)の131ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております条例案の概要により説明をさせていただきます。

まず、1の制定の趣旨であります。地域再生法の一部改正により企業の本社機能の移転、または拡充を促進するための特例措置が制度化されたということに伴い、改正された同法に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、一定の特定業務施設を新設または増設した認定事業者に対する県税の不均一課税に関し、必要な事項を定めようとするものでございます。

次に、2の条例案の内容でございますが、2ページ目をお開き願います。まず、この特例制度の適用を受けるためには、都道府県等が、国が定める地域再生基本方針に基づき、地域再生計画を作成し、その上で事業者が地方活力向上地域特定業務施設整備計画を作成して、都道府県の認定を受けることが必要となるということでございます。

また、対象となる特定業務施設でございますが、これは3の特定業務施設(本社機能)の範囲についてのおりでございます。対象事業は2に記載のとおり東京23区にある本社機能に移転し、整備する移転型というものと、県内にある本社機能を拡充、または東京23区以外の地域から本社機能に移転し、整備する拡充型の2種類とされてございます。

次に、不均一課税の内容でございますが、1ページ目にお戻りをいただきまして、2の(2)のとおり、当面平成30年3月31日までに特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者が、その認定の日から2年以内に行う対象資産の新増設に対し、事業区分に応じてイに記載する税目について、それぞれ記載の税率を適用しようというものでございます。なお、この不均一課税をした場合、地方交付税による減収補填を受けることができるものでございます。

最後に、3の施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行するというようにしてございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○**小野共委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**城内よしひこ委員** この条例の制定によって、岩手に何社ぐらい来そうなのか。また、

それに対するPR活動も含めて行っているのかお伺いします。

○**小野政策監** 地域再生計画を策定いたしまして認定を受けたところでございますけれども、その計画におきまして対象期間であります平成32年3月末までの間に移転型で2件、拡充型で10件、合計12件を目標に盛り込んでいるところでございます。

また、それに伴います雇用者数でございますけれども、合計70名を目標としているところでございます。県といたしまして、この制度の周知について商工労働観光部を中心に取り組みを進めてまいります。PR活動につきましては、所管部局でございます商工労働観光部におきまして、さまざまな企業誘致、あるいは県内外の企業に対してPRを行ってございます。

○**工藤大輔委員** 2ページの中段あたりに記載されておりますが、都道府県が作成する地域再生計画の中で、名称、区域、目標、地域再生を図るために行う事業、計画期間等について、一部説明があったところでありますが、その他のまだ説明のなかったところについて、まずは答弁をお伺いしたいと思います。

○**小野政策監** 計画の策定につきましては、それぞれ市町村から意見を頂戴しておりますので、その意見を踏まえまして、一定程度の産業集積が形成されている地域、例えば工場団地等でございますけれども、国が示します対象地域の要件を踏まえまして各市町村に指定区域を盛り込んでいるところでございます。

○**工藤大輔委員** 全市町村でそのような区域が今指定されているのか、市町村の現在の状況、それが先ほど目標として移転型2件、拡充型10件、雇用70人というような答弁があったわけですが、それとどうリンクしているのかお伺いします。

○**小野政策監** 県内の全33市町村のうち、普代村を除く32市町村において区域設定がされております。目標との関係でございますけれども、先ほど移転型、拡充型合わせて12件と申し上げましたけれども、移転型につきましては、全県域で2件、それから拡充型につきましては、10件のうち、広域圏になりますけれども、県央、県南でそれぞれ3、県北、沿岸でそれぞれ2を目標に盛り込んでございます。

○**工藤大輔委員** それに伴う事業として、地方再生を図るために行う事業という項目もありますが、それについてもあわせてお答えをいただきたいと思っております。

また、他県から、ましてや東京23区から本社機能を移転するということは、企業サイドでは相当ハードルが高い事業になると思っておりますが、この制度の実際の効果という観点で、どのような印象を持っているのかお聞きします。

○**小野政策監** 地域再生計画の中に盛り込んでおります国の支援措置を適用して行う事業といたしましては、繰り返しになりますけれども、東京23区にある特定業務施設、これは本社機能を有する事務所、それから研究所等でございますけれども、これを移転し、整備する事業が移転型でございます。それから、拡充型といたしまして、県内にある本社機能の拡充、または東京23区以外の地域から本社機能を移転し、特定業務施設を整備する事業で、この二つの事業を計画の中に盛り込んでいるところでございます。

それから、御質問にございましたなかなかハードルが高いのではないかといたこともございますが、一方で、この事業につきましては既に全国や東北各県の状況を見ましても、それぞれ事業化して導入されているところがございます、本県におきましてもまずはこの事業を導入し、その上で、先ほど答弁いたしましたとおり、各企業に対してPRを行うことを通じて、この事業を導入することによって活用の促進を図っていくことが重要と考えております。

○**工藤大輔委員** 目標を達成するためには、当然合わせ技としていろんなメニューが必要になってくると思います。これは実現すれば岩手の経済においても、また地域振興においても、かなり効果の高いものになってくると思いますが、県として、本社機能の移転に向けて、どのような戦略を持って担当課とともに活動し、そして目標の実現をさせていくのか。また、この目標の中には大小それぞれ企業の規模もあろうかと思いますが、どのような戦略ターゲットを持って進めようとしているのか、改めてお伺いします。

○**小野政策監** 本社機能の移転、拡充を行う事業者に対しまして、この地方税の不均一課税を実施するほか、本県独自の支援策について検討を行っているところでございます。また、既存の支援措置によらない独自の取り組みといたしまして、例えば企業立地促進奨励事業費補助金でありますとか、それから企業立地促進資金貸付等につきましても、本年4月から平成32年3月までを事業期間といたしまして取り組みを進めているところでございまして、こうした事業とあわせながら企業の移転について取り組みを進めてまいるといふことでございます。

○**小野共委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案を可とすることに決定いたしました。

次に、諮問第1号退職手当支給制限処分に係る異議申立ての諮問についてを議題といたします。

なお、本件は知事に対してあった異議申立てに関し、議会に意見を求められているものであります。

審査の進め方についてですが、当局から説明を受け、質疑を行った後、知事に対する意見、すなわち異議申立てを棄却すべき旨の答申をするか、認容すべき旨の答申をするかに

ついて決定したいと思っておりますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、当局から説明を求めます。

○佐藤人事課総括課長 諮問第1号の退職手当支給制限処分に係る異議申立ての諮問について御説明申し上げます。なお、説明に当たりましては、お手元に配付しております資料、退職手当支給制限処分に係る異議申立ての概要により説明させていただきます。説明が少々長くなりますことをお許しいただきたいと思っております。

まず、第1の諮問の趣旨であります。知事がした退職手当支給制限処分について異議申立てがあったことから、旧地方自治法第206条第4項の規定により諮問するものであります。異議申立てや議会への諮問に係る根拠条文等につきましては、この後説明させていただきます。

なお、地方自治法第206条各項に基づく退職手当支給制限処分の不服申立ては、本県においては、元教育委員会職員からの審査請求について諮問した平成23年12月議会での事例、これは酒気帯び運転による懲戒免職処分を受け、退職手当が不支給とされた事例でございましたが、それ以来2件目の事例になります。

次に、第2の異議申立ての内容について御説明申し上げます。まず、1の異議申立人ですが、異議申立人の住所、氏名は、資料に記載のとおりであります。なお、昨年4月22日の退職手当不支給処分時の年齢は45歳であります。

次に、2の異議申立て年月日ですが、本件異議申立ては平成27年6月18日に行われております。

3の異議申立ての趣旨であります。知事が異議申立人に対してした一般の退職手当等1,302万5,795円を支給しないとする事とすることとする処分の取り消しを求めるというものであります。

次に、4の事案の概要についてであります。 (1)といたしまして、異議申立人は、平成26年12月27日から同月28日までの間に、奥州市所在のホテルにおいて、相手が18歳未満の者であることを知りながら、単に自己の性的欲望を満足させるため同人と性交し、もって青少年に対しみだらな性行為をしたものであります。なお、これは起訴状に記載された公訴事実より抜粋した内容であります。

(2)といたしまして、水沢区検察庁は、(1)の行為が、青少年に対するみだらな性行為等の禁止を定めた青少年のための環境浄化に関する条例第18条第1項の規定に違反するものとして、平成27年2月24日付で異議申立人を起訴し、水沢簡易裁判所は、同日、異議申立人に対し、青少年環境浄化条例第29条第1項の規定により、罰金30万円の略式命令を行ったものであります。なお、参考といたしまして、資料下段の箱囲みで該当条文の規定を記載しております。

(3)といたしまして、知事は、(1)の行為が、青少年環境浄化条例第18条第1項及び職員の信用失墜行為の禁止を定めた地方公務員法第33条の規定に違反するものであるとして、平成27年4月22日付で、異議申立人に対し、懲戒免職処分を行うとともに、一般の

退職手当等 1,302 万 5,795 円、これは退職手当の全額であります。これを支給しないとすることとする処分を行ったところであります。

2 ページ目をお開きください。第 3 の諮問までの経過等について御説明申し上げます。1 の異議申立てに係る審理経過についてであります。主な経過については、資料の表に記載したとおりであります。なお、退職手当支給制限処分の前提となる懲戒免職処分は、表の真ん中に記載している部分でございますが、地方公務員法第 49 条の 2 第 1 項の規定により、人事委員会に対してのみ審査請求ができることとされております。異議申立人は、懲戒免職処分の取り消しを求める審査請求も行っておりますので、当該請求の審理経過についてもあわせて記載しております。

退職手当支給制限処分に係る異議申立てにつきましては、表の右の欄に記載のとおり、およそ 1 年前、平成 27 年 6 月 18 日に行われておりますが、仮に人事委員会において懲戒免職処分を取り消す裁決がなされた場合、退職そのものが取り消され、本件退職手当支給制限処分について審理する必要がなくなることから、人事委員会に対して行われました懲戒免職処分に係る審査請求の裁決後に、本件の審理を進めることとし、その旨、異議申立人からも了承を得ていたものであります。

人事委員会は、懲戒免職処分が違法または不当とはいえ、請求には理由がないといたしまして、平成 28 年 3 月 25 日に審査請求を棄却したことから、退職手当支給制限処分についての審理を開始したところであります。

異議申立人からは、4 月 21 日に懲戒免職処分の審査請求に係る審理の過程で行われました口頭審理の調書が資料として提出され、異議申立人の主張について丁寧に把握し、審理を進めてきたところであります。

次に、2 の異議申立てと県議会への諮問についてであります。知事がした退職手当支給制限処分に不服がある場合は、旧地方自治法第 206 条第 1 項の規定に基づき、知事に対して異議申立てをすることができるとされております。知事は、異議申立てがなされた場合、異議申立てに対する決定を行う前に旧地方自治法第 206 条第 4 項の規定によりまして、県議会に諮問し、決定をしなければならないとされていることから、今期定例会に諮問したところであります。

なお、今回の異議申立ての根拠となります旧地方自治法第 206 条第 1 項の規定につきましては、行政不服審査法の全部改正に伴います関係法律の整備等に関する法律の施行により、平成 28 年 4 月 1 日から削除されたところですが、経過措置が設けられておりまして、平成 28 年 3 月 31 日以前に行われた処分に係る異議申立てにつきましては、旧地方自治法の規定が適用されることとされております。今回の支給制限処分は、平成 27 年 4 月 22 日付で行われているものでありますことから、旧地方自治法の規定により議会に対し諮問を行うものであります。

次に、第 4 の異議申立人の主張について御説明申し上げます。異議申立人の主張は、次の 2 点であります。1 点目は、本件処分に係る処分説明書には、文面に処分検討に係る勘

案事項が具体的に記載されておらず、処分理由の説明義務違反に該当するものであるというものであります。

2点目は、本件処分を決定する際には、異議申立人の県への貢献度を初めとするさまざまな要素を考慮すべきであり、これらを踏まえれば本件処分は重きに失するというものがあります。具体的には、異議申立人が採用後27年にわたって県に貢献してきたこと、刑事処分が罰金刑にとどまったこと、被害者との間で示談が成立していること、過去のわいせつ事案との均衡を図るべきであること、本件の事実以外の機会に被害者に対して同様の行為をしていないこと、未成年の子が2人あることなどを考慮すべきであると主張しております。

3ページ目をお開きください。最後に、第5の異議申立てに対する知事の考えについて御説明申し上げます。県では、先ほど御説明申し上げましたとおり、行政不服審査法の規定に基づいて手続を進め、異議申立人の主張を丁寧に把握した上で審理を進めてまいりました。結論といたしまして、県としては、本件異議申立てを棄却したいと考えているところであります。

異議申立人の主張に対する主な考え方を御説明申し上げます。まず、1の処分理由の説明義務違反につきましては、異議申立人が、処分説明書には文面に処分検討に係る勘案事項が具体的に記載されておらず、処分理由の説明義務違反に該当すると主張しておりますが、処分説明書の処分理由につきましては、処分の対象となった行為、その他の事実の簡明な指摘と処分の根拠となった法条を引用すれば、必要にして、かつ、十分足りているところであります。本件に係る処分説明書について、参考といたしまして一部抜粋したものを資料中段の箱囲みの中に記載しておりますが、処分の対象となった行為と処分の根拠となった条項や勘案事項に係る運用通知名などを示しており、被処分者が処分の理由として提示された事実関係、根拠法令やその勘案事項を知り、異議申立ての便宜に資するに足りる十分な記載がされていることから、処分理由の説明義務違反には該当しないと考えているものであります。

次に、2の処分において勘案すべき事項についてでございますが、異議申立人は、本件処分を決定する際には、異議申立人の県への貢献度を初めとする、さまざまな要素を考慮すべきものであり、これらを踏まえれば本件処分は重きに失すると主張しておりますが、退職手当支給制限処分制度は、非違の発生を抑止し、もって公務に対する住民の信頼を確保するという制度の目的等に鑑み、本県においては、国と同様に懲戒免職等処分を受けた者の退職手当を全部不支給とすることを原則としております。

ただし、退職した者の職務及び責任、非違の内容及び程度、公務への信頼に及ぼす影響等の事情を勘案し、例外的に一部支給制限にとどめることができるとしており、どのような場合に一部支給制限にとどめることを検討できるかについては、条例規則運用通知に限定的に列挙しているところであります。

具体的には、資料4ページ目の中段の箱囲みでございますが、こちらに参考といたしま

して運用通知の要約を記載しておりますが、非違の発生を抑止するという制度目的から懲戒免職処分を受けた者は退職手当の全部を支給しないことを原則とし、一部を支給しないこととする処分にとどめる場合は、(1)、非違が欠勤等により職場規律を乱したことのみによる場合、(2)といたしまして、非違が過失による場合、それから(3)といたしまして、過失により禁錮以上の刑に処せられ、執行猶予を付された場合で、それぞれ特に参酌すべき情状のある場合に限定しているところではありますが、本件はこれらのいずれにも該当するものとは認められないものであります。よって、本件非違行為の悪質性を踏まえれば、原則どおり一般の退職手当等の全部を支給しないこととする本件処分には合理性があると考えるものであります。

なお、支給制限処分を行うに当たりましては、非違の内容が、先ほど申し上げました一部支給制限にとどめる場合に該当するかどうかという1点のみだけではなく、異議申立人の職務及び責任、非違に至った経緯、非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度、公務への信頼に及ぼす影響など、さまざまな事情を勘案した上で、本件処分を行ったものであり、異議申立人が主張している県への貢献度等の要素を考慮しても、処分を軽減すべき事情は認められないものであります。

次に、3の他県の事例及び本県の過去の事例との比較であります。まず、他県の事例についてであります。懲戒免職処分の際に退職手当の一部支給を可能とする制度改正、これは民間の裁判事例も踏まえまして懲戒免職の場合に全額不支給を原則としつつ、非違の程度に応じて一定割合を上限として一部支給を可能な制度にすべきとの国の有識者による検討会の検討結果を踏まえて行われました国家公務員退職手当法の改正に準じまして、本県でも平成21年度に退職手当条例を改正しているものであります。この制度改正から平成26年度までの間、東北他県におきまして、本件と類似性が認められる非違行為により懲戒免職処分を受けた事例は7件確認できておりますが、その全てにおきまして、一般の退職手当等は全部不支給となっているものであります。

また、本県の過去の事例についてであります。過去20年間におきまして、知事部局の常勤職員が本件と同様の非違行為により処分を受けたものとしたしましては、平成13年度の主事級職員の事例がございまして、当該職員は懲戒免職処分を受け、一般の退職手当等は全部不支給としてございます。よって、本件処分は、他県及び本県の過去の類似の事例と比較しても均衡を失しないものであります。

以上のとおり、異議申立人の主張には理由がないことから異議申立てを棄却したいと考えているところであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小野共委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○伊藤勢至委員 我が日本は法治国家でありまして、その法に触れた者は過去の貢献がどうあれこうあれ、そういった者については、しかも本案は未成年に対して、強権的な意味でも、あるいはこれは言ってみれば語るに落ちるとするのはこのことだと思えます。した

がいます、何ら議論をして、ああだこうだと言う前に、これはもう即断、即決、知事がしようとしている行為は、私は正しいと思っております。

○小野共委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 ほかになければ、本件の取り扱いを決めたいと思います。

本件は、知事に対してあった異議申立てに関して意見を求められているものですが、異議申立てを棄却すべきか、認容すべきか、いかが答申いたしますか。

○伊藤勢至委員 これは棄却すべきものであります。

○小野共委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 棄却すべき旨、答申するとの御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は、異議申立てを棄却すべき旨、答申することに決定いたしました。

以上をもって、議案等の審査を終わります。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○小畑税務課総括課長 先ほどの議案第6号岩手県県税条例の一部を改正する条例の質疑の中で、今回の改正に伴う県税の影響額ということで、自動車税の関係でございますけれども、自動車取得税が廃止になることで15億1,000万円の減、それから新たに環境性能割ができるということで7億4,000万円ほど収入を見込んでいますと御答弁申し上げましたけれども、正確には8億2,000万円ほどということでございましたので、おわびをして訂正させていただきます。

○小野共委員長 次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第14号TPP協定を国会で批准しないことを求める請願を議題といたします。

その後、当局から参考説明はありますか。

○小野政策監 受理番号第14号TPP協定を国会で批准しないことを求める請願に関して、お手元の配付資料により御説明申し上げます。なお、本資料は前回4月13日の総務委員会における当部の配付資料をもとに、その後の新たな関連情報を追加したものでございまして、本日はそれら追加分を中心に御説明申し上げます。

まず、1ページをごらんいただきたいと思います。1、TPP協定の交渉経過等についてでございますが、5月27日の伊勢志摩サミット首脳宣言におきまして、TPPの署名国に国内手続の完了を奨励する旨が明記されたところでございます。また、4月5日に協定承認案と関連法案が衆議院で審議入りいたしました。6月1日、第190回国会が終了し、TPP協定承認案及び関連法案が継続審議となったところでございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。3、TPP協定大筋合意以降の県の対応に

ついてでございます。5月23日に第3回目となりますT P P協定対策本部会議を開催いたしまして、米を対象とした県独自試算等について報告するとともに、政府予算要望内容等を協議いたしました。6月7日、平成29年度政府予算要望においてT P P協定交渉に係る要望を実施いたしました。

続きまして、8ページをごらん願います。別記6でございますが、これはT P P協定による本県農林水産物への影響に関して、米を対象とした独自試算の内容をお示したものでございます。平成28年1月に公表いたしました本県農林水産物の生産額への影響につきましては、7ページの別記5に示してございますが、この試算では、米については国の試算に基づき、影響なしとしておりましたが、国内で安価な輸入米の流通量が増加し、仮に国において万全な対策が講じられなかった場合、業務用米を中心に国産米の価格の下落が懸念されることから、農林水産部において他県の事例を参考に影響を独自試算したものでございます。

8ページをごらん願います。試算の考え方といたしましては、輸入米のほとんどが業務用に仕向けられていることから、県産の業務用米の価格が輸入米の価格まで低下した場合を想定し、試算結果として業務用に仕向けられる県産米の生産額が約21億円減少すると算出されたものでございます。

続きまして、次の9ページをごらんください。別記7でございますが、6月7日に実施いたしましたT P P協定交渉に係る平成29年度政府予算要望の内容をお示したものでございます。平成29年度政府予算提言要望の県政課題の全般項目におきまして、2項目の要望を実施いたしました。

要望項目といたしましては、上の枠内でございますが、T P P協定交渉について、合意内容や農林水産物、商工業等への影響の情報開示と説明、必要な予算確保などの対策の確実な実行、東日本大震災津波被災地への配慮の三つを盛り込んでおります。

また、下の枠でございますけれども、T P P関連予算の十分な確保といたしまして、農林水産物の体質強化に向けた予算の確保を要望したところでございます。参考説明につきましては、以上でございます。

○小野共委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○飯澤匡委員 一般質問でもT P P問題の質疑、答弁がありました。この間、我が県でも交渉について影響額の情報開示を要請しておりますけれども、一般質問の答弁の中にあつた、内閣官房T P P制度対策本部、T P P協定の経済効果の分析の内容についてはどのように把握されているのかお聞かせください。

それから2点目、今、米国で、大統領の選挙でキャンペーンが佳境に入っているわけですが、共和党の候補は、T P Pには入らないと明確に言明されました。ということで、日本と米国との2国間の取引額は恐らくこのT P Pに入っている全部の国の5割近くになるのではないかと、あるいはそれ以上になるのではないかとおもうのですが、その確実な数字を押さえていましたらお知らせ願います。

○**小野政策監** 国におけるさまざまな説明、情報等がございましたけれども、県といたしましてもそのような情報を踏まえまして、本県への影響につきまして、農林水産業関係を含む全ての分野につきまして詳細を詰めてきているところでございます。全体で30の分野ごとにそれぞれ合意等がなされているところでございますけれども、例えば第2章の中に内国民待遇、物品の市場アクセスといったことがございまして、その中で農林水産業分野への関税の関係などについて詳細な記載があるところでございます。

また一方で、商工業分野につきましてもさまざま記載がございましたけれども、具体的な農林水産分野以外の品目等の輸出入の影響につきましては数値が示されておりません。これは、前回の総務委員会で御説明申し上げたとおりですけれども、そういったところで商工分野への推計の把握につきましてはなかなか困難な状況にあるといったことでございます。

それから、先ほどもう一つ御質問がございました発効に係る関係国のGDPの関係でございまして、これにつきましてはアメリカが全体の60.4%でございまして、それから、日本が全体の17.7%といったことでございまして、委員お話しのとおり、全体といたしまして締結国の85%、6カ国以上といった発効の要件がございまして、米国、日本の参画なくしてはTPPは発効しないという状況でございまして。

○**飯澤匡委員** 当初予算で国からの関連予算についてはもう議決され、新年度になってから既に執行されているわけですが、本県の態度として知事答弁においては、TPPについて慎重なる説明があり、どちらかというニュアンス的には否定的なイメージなのですが、ただ要望内容としてはとるものはとるという二本立てなわけですね。この点については、県は政策的にどのような形で進もうとしているのですか。

○**小野政策監** TPP協定につきましては、これまでも国に対して要望等を行っているところでございますけれども、その内容を把握する上で、情報あるいは説明がまだ十分に行われていないといったことがございまして、国に対してはそうした部分の説明あるいは情報の提供が行われるように引き続き要望しているところでございます。

一方で、TPP協定の締結は、これから国会において議論されるわけでございますけれども、そういった上で、どのような対策を国として講じるのか、ここも地方として、これからさまざまな取り組みを進める上で重要な内容であると考えておりまして、ここはTPP協定に係る十分な情報公開と十分な対応といったこと、この二つについて政府予算要望等におきまして要望しているところでございます。両にらみという委員の御指摘でございまして、情報公開、それから対応、この二つがTPPについて、地方としてこれから取り組んでいく上で重要な項目と考えています。

○**伊藤勢至委員** 今回の大きな争点になるはずなのですが、争点隠しが行われて、さっぱり議論が行われていないと思っています。特に農林水産物と言っておりますけれども、水産についての議論が全然なされていないと思っています。しかも、その資料を出せということになって、出てきた資料が真っ黒ですよ。この資料はいつか見たことがあるな、岩手

県の食糧費問題で十七、八年ぐらい前に真っ黒な資料を出されて、我々も取りつく島がなく大変だったわけですが、それを今回は政府がやっている。

そういう中であって、水産業が40.3億円から73.0億円減少、あるいは影響を受けるだろう、こうなっています。しかも、期間的な部分で10年後、15年後に関税撤廃なんていうのがありまして、そうするとそれは政治家に言わせれば先送りですが、現実には後送りなのです。今の若い世代に押しかぶせていくということになってくるわけですね。そういうところを我々大人がしっかりと把握をして、次なる世代がしっかりとやっていけるような議論をしなければならない。しかも東日本大震災津波の発災から5年3カ月が経過し、まだ100%復興したとは言えない水産業が全然議論がされないままいきなりこういう数字が出てきますけれども、これはいかがなものか。

したがって、情報公開をきっちりとしていただいて、よらしむべし、知らしむべからずみたいな、かつてのお国のお役人のようなやり方をせずに、やっぱり国会の場で真剣に議論をして、いつから始まるのか、何年後なのかということは、何年後の子供たちに追いかぶさっていくのだよという議論をしていくべきであって、後で息子たちに、あのときのおやじのやり方が悪いからということと言われないようにするためには、やはり情報公開ありきと、こういうことだというふうに思っております。

特にサバ、イワシ、ホタテ、タラ、イカ、サケ、マスというのが一番影響が大きいですね。こういったものは、我が県の沿岸の水産業には影響してくるということもありますので、今時点ではTPP交渉に参加をしないで、情報公開を先にするというところにあり、私は思っております。

○小野共委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○岩崎友一委員 確認ですが、情報開示という部分で農林水産省から県に説明に来たりしたかと思うのですが、その回数も含めてどのような内容だったのか。その説明を受けた上でまだまだ不明な点が多いという解釈なのか、御説明をいただきたいと思います。

○小野政策監 政府からの説明の回数につきましては、恐れ入りますが、把握しておりませんが、農林水産部と農林水産省との間で意見交換等がなされていると承知いたしております。

一方で、先ほどもお話し申し上げましたけれども、商工業分野の具体的な数値については、全体額といった形では示されておりますけれども、品目ごとには詳細が明らかにされていないといったこともございますので、こういった面も含めて引き続き十分な情報提供等について要望しているところでございます。

○小野共委員長 県の執行部と農林水産省を含めた政府との意見交換会の回数などはわかりませんか。

○**小野政策監** 全体についての国と県との意見交換会といったものについては行われておりません。個別では、さまざまやりとりがあると承知しております。

○**岩崎友一委員** この資料には、影響額のいろいろ細かいものが出ていますけれども、その辺について、どういった団体と個別に意見交換がされているのかも把握していただきたいと思います。そして、それを踏まえて具体的にどの部分が不明なのかということを経営共有できればと思います。

今回の我々の会派の考え方でありまして、衆議院でも継続審査になったということもございまして、今回も継続審査をお願いしたいと思います。

○**郷右近浩委員** さきの議会においても継続審査ということで、この議会まで持ち越したものであります。その間、先ほど飯澤委員のほうから繰り返しお話がありましたようにアメリカ大統領選挙で共和党の候補者、そして民主党の候補者とも極端なことをいけばどちらもTPPに反対というようなことから入っており、アメリカ大統領選挙によって左右される部分、要素はあるのかなということを私自身も多少は思っているところであります。

しかしながら、この請願は、県民から今のこの状態の中でTPPに踏み込んでいっているのかという問題提起でありますので、県議会としてきちんとどうするといったような形をつくらなければならないと思います。大統領選挙が終わったあとに、大統領がどのように決めた、アメリカがどのようにしたから日本としてどう進むのだなんていう話ではなく、きちんと自分たちが自分たちの地域をどうしていくといったことを考えなければいけないというような思いから、私はきちんと採決して、岩手県議会としての意思を表明すべきと考えます。私自身は今回のテーマにつきましては採択という立場で発言させていただきたいと思います。

○**工藤大輔委員** 先ほど飯澤委員から、要望は要望として予算要求等もしている。そしてまた、具体の交渉の内容の提示を求めるといったような話がありました。これは当然のスタンスだと思っています。国のほうで予算だけがそのような形で進んでいるということからすれば、ぜひ得られる予算はしっかりとって、TPP関連であろうともなかろうとも、それぞれ産業の振興につながるというような内容の予算であれば、国はそういう柱立てをしている以上、できるだけとるといえるのは、これは当然のスタンスだと思います。

あわせて、具体の交渉内容を国がしっかりと提示し、まずは国がしっかりと議論を進めた上で国民の判断、業界等の判断あるいは自治体の判断ということに結びついていくと思えます。いずれ私はこの両立で進んでいくのはしようがないというか、当然だと思えます。

ただ、先ほどのお話があった農林水産部で何回説明会があったのかというようなことについて等は、この問題についての審議が、農林水産委員会であるのであれば先ほどの答弁でもいいと思います。しかし、このような請願が総務委員会で審議をされるということにおいて、もう少し情報を把握して、答弁をしていただかなければ、我々も判断材料ということにおいて、非常に不十分な情報のもと判断をせざるを得ないということとなります。

で、実際は所管外で商工労働観光部にかかわる分野、あるいは農林水産部、その他の部局の分野にかかわる分野が数多くあると思いますが、担当課では、それらの情報をできるだけ集めて、我々にも情報提供していただきながら、より深い審議ができるような体制を準備をしていただくように、これは要望したいと思います。

その上で、国会も閉じてしまって、この審議の中身が前回とさほど進んでいないというのが今の実情ではないのかなと思いますので、私とすれば今回の取り扱いは引き続き継続審査とすべきと思います。

○**飯澤匡委員** 前回の2月議会から大きく変わったのは、先ほど申し上げたように、トランプ氏がTPP交渉から脱退する、入らないと言ったことです。どちらが大統領になるか、結果を見なければわかりませんが、いずれ関係国のGDPの数値を見ましても、アメリカと日本の額でもってTPPが形づくられるという構図ですから、これはアメリカの動向を注視しなければならないのはもちろんのことです。当初このTPPに参画すると言ったのは、アメリカが入るといったことで、当時の民主党菅政権が入るということを決断して、その後、政権交代があって、交渉の中身が悪いとかいいとかという話で、どうもその間の国会の議論を見ても腑に落ちない点はあるわけですが、いずれにしても国の政策、大変な大きな通商政策です。そして対外的にも、前回も申し上げましたように、中国というものに対する一つの通商権の壁をつくるというような大義もこの中に含まれているだろうと思います。

したがって、特に今回の請願内容の中にある、日米2国間協議ではアメリカからの規制緩和要求を担当各省が窓口となって、規制改革会議に諮るという主権放棄に等しいことまで踏み込んでいるという内容は、既にそういう状態ではないことは明らかですから、先ほど工藤委員が申し上げましたように、国では経済波及効果について、さらに詳細にやっていて、そして国会でも継続審議として閉会してしまったということになれば、総体的に考えて、本県でも請願項目にあるように批准しないという決断をするに至るのには、まだそういう状況にはならないのではないかと思いますので、私からも継続審査でお願いしたいというふうに思います。

○**小野共委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** それでは、本請願については、継続審査と採択の意見がありますので、まず、継続審査について採決を行います。本請願を継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**小野共委員長** 起立多数であります。よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、受理番号第15号所得税法第56条廃止を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○小畑税務課総括課長 受理番号第 15 号所得税法第 56 条廃止を求める請願について御説明を申し上げます。お手元に配付しております資料によりまして、所得税法第 56 条及びこの特例を定める第 57 条について御説明を申し上げます。

所得税法第 56 条は、事業を営む者の親族が事業から受ける対価について規定しているものでございまして、事業主と生計を一にする配偶者やその他の親族が、事業主から対価を受ける金額を事業に係る必要経費として認めないというものでございます。例外といたしまして、所得税法第 57 条の規定により労働報酬だけに関しては、所定の手続、要件を得て給与として必要経費に算入することができます。具体的には、仕訳帳、総勘定元帳などの帳簿や貸借対照表、損益計算書などの決算書類等の一定の要件を満たす帳簿の記帳義務を満たす事業主に対しては、青色申告が認められ給与として必要経費に算入することが認められます。

一方、青色申告者以外のいわゆる白色申告者につきましては、配偶者は 86 万円、その他の親族は 50 万円まで控除が認められるということになってございます。

このことを図解いたしますと、資料のイメージ図のようになります。上の図が白色申告で、下の図が青色申告になってございます。白色申告におきましては、専従者に対する給与は経費に算入できないこととされておりますが、配偶者については 86 万円、子などのその他の親族については 50 万円を控除できるというふうなことになってございます。

下の図が青色申告になりますけれども、帳簿管理や簿記会計を前提とした青色申告の承認を受けた場合には、事業の専従者たる配偶者や子供などのその他の親族に対する支払い給与は、全額経費に算入できることとされているところでございます。以上が所得税法第 56 条及び第 57 条の内容となります。

なお、請願の趣旨に国連女性差別撤廃委員会の勧告あるいは第 4 次男女共同参画基本計画の記述がございまして、それらの内容につきましては、次のページの参考に記載しているとおりでございまして、いずれも今後、国において検討していくものと承知しているところでございます。以上で参考説明を終わります。

○小野共委員長 本請願に対し、質疑、意見はありますか。

○岩崎友一委員 第 56 条の制定の趣旨を調べてみました。趣旨はシャープ勧告を受けた昭和 25 年の税制改正において、従来の世帯単位課税にかえて個人単位課税が採用されたことに伴い、家族ぐるみで事業に従事する場合の事業所得等について、給与支払い等の方法により家族間で恣意的に所得を分割することを防止するために導入されたというのが趣旨でございまして。

そういった中におきまして、第 57 条は、今説明いただいたように、青色申告をした場合には、経費として見なされる等々と定められておりますので、やはり制定の趣旨を踏まえて、我々会派といたしましては、この請願に対して賛成はしかねるというふうに思います。

ただ、請願の文言を見ておりまして、青色申告にすれば、給与を経費にできるという所

得税第 57 条は税務署長への届け出が条件つきとなっていると書いてありますが、例えば、現実的に解決をしていくとすれば、こういった青色申告に対する弊害、問題になっている部分を具体的にこうしてほしいといった内容であれば、また新たな道もあると思いますが、この請願の内容だけ見る限りでは不採択とさせていただきたいと思います。

○郷右近浩委員　今回は所得税法第 56 条を廃止してほしいという請願ではありますがけれども、私の 56 条、57 条の条項についての受けとめ方としては、56 条があって、それを受けて青色申告する場合の控除について 57 条を規定としてくっつけたというような認識で受けとめております。そうすると 56 条をなくしてしまうと、そもそもの前提条件がなくなってしまう、控除規定だけが残るようなおかしい所得税法になりかねないのではないかと危惧しておりますが、この関係について御説明をいただければと思います。例えば、56 条がなくなって 57 条は生きていけるのかというような根本の部分です。

○小畑税務課総括課長　所得税法第 56 条と第 57 条の関係でございますけれども、委員御指摘のとおり 56 条は基本的に経費に算入しないという規定でございます。それを受けまして、57 条は前条の規定にかかわらず、青色申告の場合は経費として認めるという規定になってございますので、互いに独立したのではなく、関連があるものと考えております。

○郷右近浩委員　私もそのようにこの条項を見ていたのですけれども、そうだとすると今回の 56 条の廃止を求める請願の願意としては、恐らく所得税法で、女性の方々であったり、家族従事者であったりという部分をきちんと見ていただけるような、そうした形にしてほしいということだと私自身は感じているわけではありますが、その場合、この 56 条の廃止を求めるといったような形では、果たして願意にきちんと応えるものになるのか、ただ廃止をすればいいというものではないということを考えますと、どのような取り扱いにすればいいか正直すごく悩ましく考えているところであります。この願意に対して、所得税法第 56 条廃止を求める請願という表題はなじまないのではないかと思いますので、先ほど岩崎委員のからも話がありましたように青色申告の問題点であったり、メリット、デメリット的な部分を含めまして、委員会として、もう少し検討しながら、また、請願者の願意が果たして 56 条の廃止を求めるという形でいいのかといったような部分も含めて一緒になって考えていかなければいけないと思うところでありますので、継続して審査していくべきというふうに考えます。継続審査でお願いしたいと思います。

○小野共委員長　採択された場合の意見書案の題名は、委員会として願意を含めた題名にすることができます。したがって、タイトルと願意は連携しなくてもよく、このとおりでなくてもいいということです。

○郷右近浩委員　所得税法第 56 条の廃止を求める請願を採択して、意見書は違う名前だからいいという問題でもないと思います。採択するのであれば、きちんと責任を持って行い、そして、国に対してどのような働きかけ方をしていくのか、そうした部分が、意見書の名前であったり、内容であると思いますので、私自身は本当にぱっと廃止していいのか、廃止したことによって 57 条が全く効力を果たさなくなって、青色申告者の例えば経費算入

の部分であったり、専従者部分だったり、またさらには白色申告の配偶者控除 86 万円、その他の親族の 50 万円控除ということに関して規定されているものが全部適用できなくなるといったようなことであれば、恐らく請願者の願意からかけ離れ、何でそんなことになってしまったのだということになりかねない、そうしたものであると思いますので、私自身はやはりこれは継続審査としてきちんと請願者の意思確認をし、我々委員会として、どのような形で進めていくかといったことを改めて審議したほうがいいのではないかと思います。

○飯澤匡委員 この請願については、同様の内容が過去 2 回、平成 20 年 12 月、それから平成 22 年 12 月に提出されております。さきの平成 20 年は継続審査にしたのですが、後で請願者が撤回をした。それから平成 22 年については、改選期に当たって審議未了になったという事案です。今回で 3 回目になるわけですが、平成 22 年から平成 28 年まで 6 年経過をしているので調べてみたところ、この間に税制改正がありました。平成 26 年 1 月から事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての人々を対象に記帳や帳簿の保存が義務づけられております。要は白色申告でも青色申告に似たような形で申告書類を提出しなければならなくなったということなのですね。この状況について、税制改正後 1 年経過しておりますので、申告の状況等、何か大きな変化や問題点があるのか、県で把握をしていたらお知らせください。

○小畑税務課総括課長 委員御指摘のとおり、白色申告につきましては、従来 300 万円以下の所得の方に関して帳簿の記帳義務等はありませんでしたが、法改正によって義務づけられたということです。青色申告には、特別控除の制度がございまして、65 万円控除と 10 万円の控除がありますけれども、白色申告にも帳簿が義務づけられたことで、青色申告の 10 万円の特別控除とほぼ同じような仕組みになっているという印象でございましてけれども、具体的にこれに伴いまして青色申告がふえているとか、そういったものについては手持ちの資料はございません。

○飯澤匡委員 税務関係の方々の意見を聞いたり、調べてみますと、青色申告のデメリットについては、それはひとえに手間だけだと断言する方もいらっしゃいます。手続等の状況については、そのとおりだろうと思います。この請願者の願意は、先ほどお話がありましたように国連の女性差別撤廃委員会が家族経営における女性の経済的エンパワーメントを促進するために家族経営における女性の労働を認めるように所得税法の見直しを検討するように日本政府に勧告したことに基づいてのことだと思うのですが、今までの議論をもう少し整理する必要があると思います。先ほどの郷右近委員の意見もありますし、本日決定するのはちょっと困難ではないかなと思います。

それから、国会の財政金融委員会で、その件について質問された方がいまして、麻生大臣は、国連決議について、性別を問わず適用されていることで、なおかつ女性の経済的な自立を損なうものではないということがはっきりしていると発言されているのです。日本政府から国連の委員会に対して修正の申し入れをしたが、これについては、反映はされな

かった。こういう答弁をされております。

もうちょっと述べますと、青色申告と白色申告の違いについては、記帳のレベルの差に明らかな差がほとんどないということも確認をされているところでございます。政府としては、そのような対応をされているというようなことでございますので、委員長にお願いですけれども、そこら辺をもう少し請願者と整理をしたほうがよろしいのではないかと思います。

○**岩崎友一委員** 私は、先ほど不採択というお話をさせていただきましたが、さっきも言ったのですが、第56条廃止ということについては、我が会派としては不採択でありますけれども、今のお話を聞かせていただいて、確かに願意がなかなか伝わりづらいので、例えば青色申告する際の手続の具体的な改善策についての新たな請願であれば、改めて会派で協議もできますので、その辺も含めて、願意の確認について委員長にお取り計らいをお願いできるのであれば継続審査でもよろしいです。

○**小野共委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** ただいま各委員から請願者に対し願意等の確認をすべきとの御意見がありました。

それでは、今回の議論等を踏まえまして私と副委員長が請願者に願意等を確認し、次回の委員会において、それらを御報告した上で、再度審査をしたいと思っておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

よって、本請願は継続審査としたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、これに伴いまして、議長に対し委員派遣承認要求が必要となりますが、委員派遣、日時、場所等の手続につきましては、当職に御一任願いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** それでは、御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

この際、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**小野共委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、受理番号第16号米軍元海兵隊員による沖縄での女性殺害事件に強く抗議し、日米地位協定の抜本的見直し、海兵隊の撤退、米軍基地の大幅な整理・縮小を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○**大槻理事兼副部長兼総務室長** 受理番号第16号米軍元海兵隊員による沖縄での女性殺害事件に強く抗議し、日米地位協定の抜本的見直し、海兵隊の撤退、米軍基地の大幅な整

理・縮小を求める請願につきまして参考説明を申し上げます。なお、説明に当たりましては、お手元にお配りしてございます資料により説明させていただきます。説明が少々長くなりますが、お許しいただきたいと存じます。

まず、米軍属による沖縄での女性殺害事件についてでございますが、恩納村でことし5月19日に遺体で見つかったうるま市の会社員女性の死体遺棄事件で、沖縄県警うるま署が同日、米軍属で米軍元海兵隊員を死体遺棄容疑で逮捕し、翌20日、那覇地検に身柄を送致、同地検が6月9日に同容疑者を死体遺棄罪で起訴、6月30日には同容疑者を殺人罪と強姦致死罪で追起訴してございます。

米軍人、軍属の裁判権につきましては、後ほど日米地位協定の説明の際、改めて御説明申し上げますが、米軍人や軍属が公務中に起こした犯罪の第1次裁判権は米国にあり、公務外の場合は日本にあるとされてございます。本件は公務外であり、沖縄県警が容疑者の身柄を米軍側より前に確保した事案であることから、現在、日本側での司法手続が行われているところでございます。

また、在沖米軍のこれまでの謝罪等の状況についてでございますが、米軍属による沖縄での女性殺害事件を受けまして、5月20日、在沖米軍のローレンス・ニコルソン四軍調整官が米国政府を代表して謝罪するとともに、再発防止を約束したところでございます。

在沖米軍の事件を受けての具体的な対応についてでございますが、まず、在沖米軍は沖縄県内の全米軍人を対象に5月27日から6月24日まで基地外での飲酒や外泊を禁止しております。その後、この期間内に海軍兵等の道交法違反等の不祥事がございましたことから、禁止措置を28日まで延長したところでございます。また、在日海軍では6月6日から16日まで基地内外の飲酒禁止を発表してございます。

遺族等への補償についてでございますが、日米地位協定第18条に規定されておりますが、公務執行中の不法行為につきましては、まず、日本政府が被害者に損害賠償を行い、その後、日本が米国に求償することになっており、その負担割合は資料に記載のとおりでございます。

また、公務外の損害賠償については、次ページの上段をごらんください。この場合の被害者は、直接加害者との示談により解決することとされてございますが、加害者にかわって米国が補償金を支払う仕組みがございます。

次に、米軍基地、在沖縄海兵隊の概要について説明させていただきます。日米安全保障条約に基づきまして、日本は米軍の駐留を認めているところでございますが、外務省、防衛省の公表資料によりますと、日本への駐留人員は、陸軍、海軍、空軍、海兵隊で軍人及び軍属合わせて約5万人、うち沖縄県には、海兵隊を中心に2万5,000人が配置されているところでございます。

次に、沖縄県における米軍基地の現状についてでございますが、沖縄県内には飛行場、演習場、後方支援施設などの在日米軍施設、区域が所在してございまして、平成28年3月末現在で31施設、約226キロ平方メートルとなっております。この規模は、日本におけ

る在日米軍施設、区域のうち、面積にして約74%となっております。

また、現在、沖縄県に在留する海兵隊の人数につきましては、明確な資料はございませんが、平成24年4月の日米安全保障協議委員会、いわゆる2プラス2の共同発表におきまして、約9,000人の海兵隊員をグアムなど国外に移転させる計画が検討されてございまして、移転後も沖縄に約1万人の海兵隊員が残留されることとされております。このことから、約2万人弱の人員がいるものと考えられてございます。

この移転の時期につきましては、第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定によれば、普天間飛行場の代替施設の完成に向けての日本国政府の具体的な進展にかかっているとされているところでございます。

次に、日米地位協定の概要について説明させていただきます。日米地位協定の締結につきまして、正式名称でございまして、ごらんとおり少々長い名前となっております。昭和35年に新安保条約に基づきまして締結され、同年の6月23日に効力が発生してございます。

日米地位協定の意義については、2ページ下段から3ページの上段にかけて記載してございますが、日米地位協定は日米安全保障条約の目的達成のために、我が国に駐留する米軍との円滑な行動を確保するため、米軍による我が国における施設、区域の使用と我が国における米軍の地位について規定したものとされてございます。

日米地位協定の主な内容につきましては、米軍に対する施設、区域の提供手続、我が国にいる米軍、これに属する米軍人・軍属、それらの家族に関する出入国や租税、刑事裁判権や民事請求権、調達などの事項、経費の負担などについて記されているものでございます。

次に、日米地位協定に係る刑事裁判手続に関する運用改善についてでございますが、これまでの取り組みから数例を申し上げますと、1の(2)でも記載しておりましたが、1995年、平成7年の日米合同委員会合意によりまして、殺人、強姦などの凶悪な犯罪で日本政府が重大な関心を有するものについては、起訴前の引き渡しを行う途が開かれているところでございます。

また平成23年の日米合同委員会合意では、軍人等の公務の範囲に関しまして、公の催事での飲酒後の飲酒運転について、いかなる場合であっても公務と取り扱わないこととされているところでございます。

さらに、合意年は承知してございませんが、米国が第1次裁判権を行使した日本及び日本国民に対して行われた犯罪事件につきましては、従前、日本に裁判の最終結果のみが通報されてきましたが、あらゆる裁判の結果、懲戒処分の結果、処分を行わないとの決定についても通報されることとなったことなどが挙げられます。

米軍人等の刑事裁判上の取り扱いについては、日米地位協定第17条に規定してございますが、その一部を掲載させていただいてございます。1の(a)は、米国の軍当局は、合衆

国の軍法に服するすべての者に対しまして、合衆国の法令により与えられたすべての刑事及び懲戒の裁判権を日本国において行使する権利を有すること。(b)では、日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対して、日本国の領域内で犯す罪で、日本国の法令によって罰することができるものについて、裁判権を有することが記載されてございます。

先ほど、今回の事件に関連して一部御説明をさせていただきましたが、3ページの下段から次ページにかけてございますが、3の裁判権を行使する権限が競合する場合の取り扱いについて3の(a)で、合衆国の軍当局は、公務執行中の作為または不作為から生ずる罪などにつきましては、合衆国軍隊の構成員または軍属に対して裁判権を行使する第一次の権利を有することが、(b)では、その他の罪につきましては、日本国の当局が裁判権を行使する第一次の裁判権を有することが規定されてございます。

最後に、沖縄県名護市辺野古の米軍新基地をめぐる代執行、執行停止訴訟案件について御説明をさせていただきます。なお、本件につきましては、去る1月13日の閉会中の常任委員会におきまして御審査をいただきました、請願陳情受理番号第5号沖縄県名護市辺野古の米軍新基地建設を中止し、代執行訴訟の取り下げを求める請願、これは2月の定例会で撤回済みになってございますが、この審査の際に参考説明をさせていただいてございましたので、それ以降の動きがあったものを中心に時系列的に説明をさせていただきます。

1月13日の常任委員会以降では、まず平成28年2月1日に沖縄県知事が、国地方係争処理委員会が行った却下決定を不服といたしまして、執行停止決定の取り消しを求めまして、地方自治法第251条の5第1項に基づく関与の取消訴訟を提起してございます。その後、3月4日、福岡高裁那覇支部が示した和解案に、国土交通大臣及び沖縄県知事が合意をいたしまして、ごらんの訴訟をそれぞれ取り下げをしてございます。その後、3月16日に国土交通大臣が埋立承認取消を取り消すよう改めて指示をいたしまして、同月の23日、沖縄県知事が再度、国地方係争処理委員会に審査の申し出を行って、6月21日に国地方係争処理委員会が国土交通大臣による指示が地方自治法第245条の7第1項の規定に適合するか否かの判断をせずに、国と沖縄県が協議により解決することが最善の道である旨の見解を示してございます。3月4日の和解合意によりますと国地方係争処理委員会の決定に不服がある場合は、6月28日までに沖縄県が高等裁判所に国を提訴することとなってございましたが、沖縄県知事は話し合いをする中で解決したいと述べまして高裁への提訴を見送る考えを表明し、提訴を行ってございません。なお、政府は、7月中に政府沖縄県協議会の作業部会と普天間飛行場負担軽減推進会議を開く方向で調整を進めてございまして、これらの協議の場で国の考えを説明するとともに、沖縄の真意を確認したいと述べているところでございます。

以上で参考説明を終わらせていただきます。

○小野共委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○岩崎友一委員 まず、今回の女性の殺害事件は本当に残虐といたしますか決してあつては

ならないことであると思いますから、しっかりと対応しなければならないと思います。

そういった中で、米軍基地の縮小だったり、統合だったりをしっかりと考える必要があると思います。また、各種訓練や先ほど資料にもありましたとおり、海兵隊のグアムへの移転についてもしっかりと目を向けていかなければならないと思います。日米地位協定に関しても同様であります。

ただし、今の説明の最後にありました沖縄県知事が6月28日に提訴せず話し合いによる解決を求めているという判断をしている中で、岩手県議会が今回の請願に対して、良い悪いという判断をするというのは、なかなか難しいというか、ふさわしくないのではないかと思いますので、今回は継続審査にさせていただいて、委員長には、取り下げを含めて請願者の方々とお話し合いいただきたいと思います。

○**小野共委員長** 確認します。国マターだからということですか。

○**岩崎友一委員** 沖縄県知事が話し合いと言っている中で、他県がああだこうだと言うことではないのではないかとということです。

○**伊藤勢至委員** 沖縄が本土復帰をして50年ぐらいになりますかね、日本国になってからね。そういう中で、同じ日本国民でありながら日本国の法律が及んでいない、つまり、治外法権的な扱いになっているというのは、恐らくここだけだと思うのです。ただ、岩崎委員がおっしゃったように、海兵隊の撤退であるとか、米軍基地の云々というところは、まさに国同士の話でもあったりしますが、題名の上段部分の、今回の女性の殺害事件に関する抗議と日米地位協定の抜本的な見直しを求めることに関しては、同じ国民として、当然持つべきものだと思いますので、ここは分けて、この上段の部分は同じ国民としてそうありたいということで採択して、その他の部分については継続審査なり何なりがあってもいいのだと私は思います。したがって、一部採択という形がいいのではないかと思います。

○**工藤大輔委員** 公務内の事件であれば日米地位協定第18条において、遺族等への補償について日米の負担割合等も記述されております。しかし、公務執行中の不法行為について、今回のような事案は、恐らく想定はしていないと思いますけれども、今回の事件が公務内か公務外かについて確認したいと思います。

○**大槻理事兼副部長兼総務室長** 私も調べながらいろいろと勉強させていただきましたが、地位協定で公務内外を明確に分けているのは、軍隊という組織上の話なのではないかと考えられると思います。実際、こういった強姦殺人などそういったことについては、確かに公務内という中では考えられないと思います。もう一つは、飲酒運転の関係がございまして、それは先ほど説明の中で申し上げましたけれども、公のパーティーか何かの後に運転したということも公務内とは認めないと解釈もされているようでございますので、こういった重大犯罪につきましては、なかなか公務内というのは想定していないのではないかと考えてございます。

○**工藤大輔委員** 2011年の日米合同委員会合意で、公の催事での飲酒後の飲酒運転は公務

外と認識が変わったと思いますが、これを含めれば、そのような形なのだなと思います。

そこで、請願項目1のところにも日米両政府は、遺族及び県民に対して改めて謝罪し、完全な補償を行うこととあるわけですが、今回の事案は公務外ということであり、補償については、加害者にかわって米国が補償金を支払う仕組みがあるということですから、本人に補償の能力がなければ、これは米国が補償をする仕組みがあるということに適合させなければならない事案ではないかと思うところでもあります。

そうなる日本政府在どこまで責任などを求められているのかということに対し、私の認識では、請願項目1については、このとおりにほならないような思いを持っています。また、請願項目2、4については、海兵隊のグアムへの確実な移転についてももう少し両国間で協議を進め、また、基地の問題については沖縄県と政府でも和解の話し合いの協議等がさらに進んでいくと思いますので、それをもう少し詰めていただきたいと思うところがあります。また、請願項目3の日米地位協定の抜本的な改定というところでは、どこまでが抜本的なのか、先ほど伊藤委員が言われたとおりに、不平等なところについては、ぜひとも改正をしてもらいたいと強く思うところではありますが、請願者の言う抜本的な改定というところについて、私は把握しかねるところでありますし、ただいまの説明を聞いた中で、できれば今回、これについて結論をつけるということではなく、もう少し願意を確認したいと感じているところでもあります。

○郷右近浩委員 私も工藤大輔委員がおっしゃられたことと大体同じような感覚を持っています。その中で、公務外の損害賠償について、示談により解決することになり、また、被害者にかわって米国が支払う仕組みがありますが、これがどこまで担保されているのか、その部分についてわからないですし、また、請願項目の2、3、4については、日米地位協定をどのような形で、また、抜本的とはどれぐらいまでなのかということも含めて、もう少し考えていかなければいけないのかなという思いはあります。

しかしながら、違う考え方をしてみると、この補償金を支払う仕組みがあり、それをきちんと担保してくれという意図からは、請願項目1の日米両政府は、遺族及び県民に対して改めて謝罪し完全な補償を行うこと、この部分については採択して、きちんと対応してくれという部分は出してもいいのかなと思いますので、今回は一部採択で進めてもいいのではないかと考えております。そして請願項目2、3、4については、採択しないという話ではなくて、さらに委員会で考えていければいいと思っていることから、請願項目の1だけの一部採択ということで、私の意見とさせていただきたいと思います。

○小野共委員長 一部採択と継続審査という意見がありましたが、そのほかに意見はありますか。

○飯澤匡委員 この女性殺害事件については、本当に激しい怒りと深い悲しみをもって抗議したいという思いでございます。

それで、この請願項目だけを見ますと全て女性殺害事件に起因した、日米地位協定の抜本の見直し、海兵隊の撤退、それから米軍基地の大幅な整理、縮小と、どんどん解決の糸

口が拡大していった請願内容となっているわけです。特に請願項目2、4については、政府間の非常に微妙なニュアンスが含まれているということも事実だろうと思います。私が特に申し上げたいのは、普天間基地の撤退については、民主党政権になる前から重要な問題として指摘し、捉えてきたわけでありましたが、民主党政権になって当時の鳩山総理大臣が県外移設という具体的なことを言って、日米間の信頼に著しく傷をつけたということは、私は強く指摘をしておきたい。それをもってこの普天間基地撤退、そして新たな基地移設問題については、両国間の信頼感を立て直すと同時に沖縄県民の感情も揺れ動かし一つの発端になったのではないかと思うわけです。

ちょっと話はそれましたが、請願項目2、4については、この問題に対して非常に過大な部分での採択を迫っているのではないかと考えております。

広義に捉えて、3については見直すものは見直していかなければならないと思うので、採択してもいいかなと思います。それから1については、日本政府がどこまで謝罪をするのかという点についてちょっと疑問が生じるところでございます。

日米安保条約によって、お互いの責任は一緒なのだという考え方と、あくまでこの事案の起因者は、米国籍を持った人にあるわけですから、それをどこまでどう捉えるのか、これは解釈によっていろいろ差異が出てくるだろうと思います。

一部採択というお話もありますが、私は1についても疑義が生じる部分があるのかなと、思っているところであります。また、現在のところ、2、4については、採択できるような状況ではないと思います。3については、広義で考えればそれもそうなのだという部分でございまして、いささか皆様方の意見とは少し異にするところでございます。

○小野共委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○小野共委員長 再開します。それでは、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願については、請願者に願意等を確認すべきとして継続審査、あるいは一部採択との意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。本請願は、継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小野共委員長 起立多数であります。よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

なお、これに伴いまして、議長に対し委員派遣要求が必要となりますが、委員派遣、日時、場所等の手続につきましては、当職に御一任願います。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○伊藤勢至委員 一般質問でふるさと納税について議員から質問が出ました。そのことについて、ちょっと確認をしながら提案をしたいと思いますが、昨年度の岩手県へのふるさと

と納税は1年間で幾らぐらいあって、そしてそれに対する返礼といたしますか、お礼というのはどういう品物をどの程度で送られてきたのか、まず一つ確認させていただきます。

○小畑税務課総括課長 昨年度、岩手県にふるさといわて応援寄付という形で寄付をいただいたものですが、1,235件で6,300万円ほどとなっています。

返礼でございますけれども、まず知事名でお礼状をお送りしてございます。

それから、あとは寄付金をどういうふうな使われ方をしたかという簡単なパンフレットをお送りしております。

それから、返礼品ではないのですが、1万円以上を寄付いただいた方につきましては、東京のいわて銀河プラザ、あるいは盛岡のアンテナショップでお買い物をされる際に5%の割引になる割引カードを、おつけしているような状況でございます。

○伊藤勢至委員 他県の状況を見ますと、まるでギフトセットの競争をしているような、ひょっとして、いただいた金額を上回るくらいなのではないかと思ったりもするところもあるのですが、岩手県の場合、知事の名前でお礼状を送る、これは当たり前のお話であって、もう少しその辺を発展的に取り組むべきではないかと思うのです。

私も一般質問で、五十年の計を立てれば山に木を植えろ、百年の計を立てれば人を育てると、こういうことを言ったつもりです。今の岩手県の政策の最大の重要点は子供を育て、岩手に残ってもらおうということだと思っております。したがって、昨年もらった6,300万円はどういうふうな使い道で、どういうところに使っているのか、そこをもう一度確認したいと思っております。

○小畑税務課総括課長 昨年度いただいた1,235件の寄付ですが、寄付をいただく際に、7項目の中からどういった施策に使ってほしいかということ、あらかじめ頂戴しています。1,235件のうち1,012件が、いわての学び希望基金を希望されているところでございまして、その他災害復旧あるいはいわて国体、こういったものにも寄付をいただいているところでございます。

○伊藤勢至委員 例えば森林づくり費用は水道料金の上に1,000円上乗せして大体7億円を10年集めてきたということですが、この際、岩手を背負って立つ人材を育成します、そのためには結婚する男女がいて、結婚して子供を生んでもらわなければなりませんから、例えばi-サポを県内にもっと設置をするために使っていきますとか、最初からこういうものに使いますと、そういう半目的税といたしますか、最初からこういうのに使うので、どうぞ御寄付くださいとやったほうが寄付をする側も励みになるのではないのでしょうか。

お返しが何ぼ来たとかの話の前に、岩手にゆかりのある人が岩手に恩返しの意味も込めて寄付を申し上げる。こういうときに、岩手ではこういうふうに使いたいのですということ、最初からアピールをしていったほうがいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○小畑税務課総括課長 委員御指摘のとおり、本来的には、ふるさとを応援したいという制度でございますので、岩手のこういったものを使ってほしいということで届いたものが、

本来の制度の趣旨であろうと認識しているところでございます。

現在、ほとんどがいわての学び希望基金ということで寄付いただいておりますけれども、もう少し今おっしゃられました政策的なアピールですとか、そういったものを出して寄付いただけるように、寄付の分野ですとか、あるいは事業ですとか、そういったものを前に出したような寄付の仕方についても今後検討していきたいと考えているところでございます。

○伊藤勢至委員 ふるさとは遠くにありて思うものと室生犀星が言ったのですが、そういうお気持ちがいっぱいある中で、ただお金があるからふるさとにはなくて、出したお金を有効活用して岩手が元気になってもらいたい、寄付してくださる方は、こういう思いの方なのだと思います。これは全庁で共有して向かっていくべきだと思いますので、総務部長からそのお考えをお伺いします。

○風早総務部長 御指摘いただきましたとおり、ふるさと納税の一番の趣旨は、寄付をしたい、こういう分野で使ってほしいという皆さんの思いに、いかに応えることができるのかということだと思っております。全国的な流れを見ておりましたが、委員御指摘のとおり、返品品によって動いていく部分もあれば、先ほど税務課総括課長が御答弁申し上げたように、我が県で言うといわての学び希望基金ですとか、他県の例でも災害ですとか、環境目的だとかというところで、市町村レベルでもそういう目的に共鳴していただいているというような例もございます。

そういったところ、本会議でもラグビーワールドカップを踏まえた御質問を城内委員からもいただいたこともございますので、我々としても研究していきたいと考えております。なお、この3月にふるさとを応援する知事のネットワークの皆様から、いわての学び希望基金については、ふるさと納税として目的をきちんと示して、それに全国から共鳴いただいているというところで表彰もいただいておりますので、そういった意識をきちっと持ちながらいろいろと考えていきたいと思っております。

○城内よしひこ委員 復興工事の工期延期については、契約変更は総務部で所管をしているのですか、それとも県土整備部で所管しているのでしょうか。また、各地域で建設産業団体との懇談会を開催しますけれども、これは総務部の方も出席しているのかお伺いしたいと思います。

○稲葉入札課長 建設業団体との意見交換会については、建設技術振興課が主催しております。それに入札担当部局として総務部入札担当が出席しております。

○城内よしひこ委員 そこでお伺いしたいのですが、これまでの質疑で適切な契約変更が行われるようにという答弁がありましたけれども、さきの一般質問でもお聞きしました契約変更がなされた経緯について、総務部で把握しているかを含めてお伺いしたいと思います。

○稲葉入札課長 契約変更になりますと、それぞれの工事所管部が直接担当しております。県土整備部とか、農林水産部とか、それぞれの課の事務でありますので、総務部では

事務を担当しておりません。

○**岩崎友一委員** 関連で1点質問します。確かに所管は県土整備部だったり農林水産部だったりすると思うのですけれども、建設業の各支部との地域懇談会に総務部からも出ている以上、いろんな業界から要望などが出てきていると思いますが、それを、担当は担当だからとして共有できていような気がします。

その辺で被災地の要望に実際応えられていない部分が多々あって、そういったことでしょかも、県土整備委員会だったりで質問があったように聞いていますけれども、しっかり共有してもらって、本当の意味で、岩手県の建設業の健全なる育成が図られるように入札担当としてもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

○**飯澤匡委員** それでは、順番は当初の予定と違ってなのですけれども、今入札のお話があったので、その件についてお伺いします。

岩手県の水門、陸閘関連の事業について、当初契約している工期から、土木関連工事などの大幅なおくれにより、工期延長が余儀なくされているという現状がある。設計変更、そして契約変更については、所管、運用について県土整備部が行っていると思うのですが、実際大変な問題になっていて、入札、設計変更については、国土交通省が定めているガイドラインがありますが、工期延長については設定されていない。したがって、現場の請負会社は大変な経費増が起きているという現状があります。城内委員もそのことを指摘していると思うのですが、まず入札関係の点から質問しますが、工期延長に伴う経費負担について、これは財政も絡む問題ですから、この件についてはどのような考えであるのでしょうか。実際にこれに該当して払っている例はございません。工事を一時中断して、またやるという形があるのですが、現実的に工期が延長している費用負担については、一切見てもらえないという非常に不合理な状況が出ています。

それからもう一つ、技術者が、そのことによって長期にわたり拘束されるため、他の工事に配置することができなくなり、ほかの受注機会を見逃すことにもなっているという負の連鎖が進んでいるわけですね。

質問ですけれども、入札にかかわる部分です。増加経費を計上したことの有無について、総務部としてどのように把握し、どのような判断をされているのかお伺いします。

それから第2点目、さっきのガイドラインにも関連するのですが、工期延長がないものとして請け負っている、こういう工期延長の可能性があるのであれば、それを入札前に明確に示す必要があるのではないかと思うのですが、この件についての見解を示していただきたいと思います。

○**稲葉入札課長** 初めの増加経費に対する関係でございますが、実際に工事が始まってしまうと、工事所管課が中心になっておりますが、入札担当部局といたしましてもそういった実態をお聞きしながら問題点等をつかんで適切に対応していきたいと思っております。

工期の延長の関係でございますが、入札公告の段階では、標準的な工期として、当該工事の工期は示しておりますが、それ以降、状況の変化であるとか、現場の状況変化で工事

の内容に変更が生じることになりますと発注者、受注者の中で協議することになりますので、工事担当部局とも調整しながら進めてまいりたいと考えております。

○飯澤匡委員 なかなか深掘りはできないなと思って質問しているわけですが、いずれ、問題点としては、入札担当もしっかり把握をしていただきたい。というのは、今まで鉄構工業協同組合であるとか、空調衛生工事業協会から二度にわたって、この経費増について、県に要望書を出しています。しかし、実際その対応状況というものはほとんど無回答の状況になっている。

それから、さっき示しました国土交通省の設計変更、工事の一時中止を含むガイドラインというのがありますけれども、これが適用されない工事というのは多数にわたっているということです。したがって、現場で判断すると言いつつも、ふぐあいが生じている。先ほど県土整備部の審議の中でも、懇切丁寧に対応するぐらいのお話で抜本的な対応にはなっていない。これは復興工事も含んで、県工事の進捗ぐあいというのは被災地の皆さん方にも重大な影響を及ぼしますので、その点は遅きに失した部分もあるかもしれませんけれども、しっかりと連携してやっていただく必要があるのではないかと考えてございます。

いずれ大分年数がたって、労務者の労務管理の部分も非常に厳しくなってきました。最初は人材が不足して、その分大目に見た部分もあるのですけれども、時間の経過とともに法的規制が厳しくなっていくので、そうするとますます労務単価が上がっていくということになります。設計変更また負担増については、財源も伴ってきますから県土整備部のみならず、入札する側もその部分をしっかりとやっていただきたいと思えます。この件については、もう少し現場等の声も聞きながら、皆様方にも対応を迫ってまいりますので、よろしく願います。

それから2点目です。毎度おなじみのIGRの件についてお伺いしますが、このたび株主総会がございまして、役員も選任されました。きょうは短く2点についてお伺いしますが、総務部長を廃して経営統括部長を設けたのは、どういうことを目的としてやっているのか。部長には県から出向している職員が就任しているようですが、その意味、役割についてお伺いします。

それから、私が以前に指摘したとおり、利益については、かなりの額が減となっています。この間の取締役会においては、どのような議論があって、減額部分について論じられたのか、その経過があればお伝え願いたいと思えます。それから私たち総務委員会が視察したとき、社長から旅行代行業については、投資している部分の利益を今のところは回収していないけれども、将来に向かっては回収できるだろうと、赤字を認めた上でそのようなお答えがあったわけですが、その点について、県内のニュースなどを見ますと、非常に強調されて、拡大基調にあり、利益の収入が見込めるというような報道がされていましたが、本当にそうなのか、そこら辺は取締役会でどのような議論されたのか、簡単にその2点だけ今回はお尋ねして終わります。

○大坊交通課長 ただいま御指摘がございました第1点目の経営統括部長の役割、目的に

ついてでございます。経営統括部長につきましては、その名のとおり I G R のマネジメント全般、財務でありますとか、人事、労務あるいは経営計画、これらにつきましてもしっかりと進捗管理するという、内部での経営の中心格という役割を果たしてございます。昨年度までは、県から 1 人出向というか、派遣、駐在という形で、この役で置いておりましたが、ことしからは元県職員の方にバトンタッチをいたしまして、経営に当たっていただいております。

二点目でございますが、今年、減収減益となった部分につきましての取締役会におきましての議論ということでございますが、I G R からは、この原因として営業収入につきましては寝台特急の減による減収、あるいは貨物、こちらも冬の間、除雪が少なかったということで、こちらの減収があったという説明がなされております。

一方で、経費につきましては人件費、これは J R からの出向の方々の方が来るのですが、来たときに一定の給与水準は見込んでいるのですが、いざ来てみると給与が高かったということで、給与負担金が若干ふえるということが一つありますし、それから減価償却費がふえたというところがございます。さらに大きいのは、特別利益の部分でございまして、平成 26 年度につきましては、平成 25 年度に台風 18 号が発生しまして、そちらの保険金が 26 年度に 2 億円超入っておりますが、昨年度はこちらがないということによりまして、減収という説明がなされておまして、取締役会におきましては、これを了としております。

三つ目にございました旅行業の関係ですが、確かに 2 月の委員会調査の際に社長から向こう 5 年でこれを回収できるのではないかというような、つまり平成 25 年からこれ強化しておりますから、平成 30 年あたりには収入の柱として、しっかりと回収を含めて入ってきたいというお話がありました。

その際にも説明ありましたが、旅行業につきましては、3 段階のプロセスを持っております。第 1 段階は、平成 25 年度におきまして、まずしっかりと内部での体制を固めるということで人員をふやしております。そういう体制を固めるというのが平成 25 年、平成 26 年であります。その上で 2 段階目は、平成 27 年、平成 28 年になりますが、しっかりとした認知度の向上を図るところでありまして、昨年度、盛岡市青山に本社を移しまして、その 1 階に銀河鉄道観光というカウンターを設けて、主に青山などの盛岡の北部になります。この市場に向けて認知度の向上を図っています。さらには、旅行業ということで、海外向けの企画商品なども造成できるような体制をとっています。こういう準備の 2 段階目がありました。

この 2 段階目までが昨年度までの段階で、残念ながら収支が合う状況にはなっておりませんが、その 2 段階目を踏まえて、これからが投資の回収局面ということで、さらにことし人員をふやしまして営業体制を強化し、そちらの今まで築いてきたものをさらに営業で拡大していくということで、おおむね平成 30 年度には収支が合う状況に、さらに、その後には収入の柱として育てていくというのが社の方針であると聞いております。

○飯澤匡委員 大変すばらしい中期計画なのですが、ということは、平成 30 年度まで現

社長はやるつもりなのでしょうか。

○大坊交通課長 現社長につきましては、去る6月27日の取締役会におきまして、代表取締役を選任されました。社の定款によりますと、任期は2年となっておりますので、平成30年6月までの任期となっております。

○飯澤匡委員 わかりました。取締役会で決まったことについては、我々は手を出せないですね。

しかし、この間の議論、また新聞報道等によりまして、たくさんの方々から激励のメールが私のほうにきています。しっかり監視してほしいということです。その中身については、恥ずかしくて言えないくらいの内容ですよ。ですが、証拠をもって云々ということになると、これもまた負の部分の調査をすることにもいかない。平成30年度までということになれば、恐らくその気になってまたいろいろ問題が起きるかもしれませんので、この点についてはしっかりとやってほしい。県民の足の社長ですから、その点はしっかりとお願いします。

次の問題にいきます。政務秘書の採用について、岩手県知事は記者会見で、今空席となっている政務秘書については当面置かないというのが1回目の記者会見で報道されましたが、次の記者会見では、選挙が終わってから判断したいと報じられました。まず、基本的なことをお伺いしますが、政務秘書の設置の根拠、そして他県の事例、そして本県が政務秘書を採用するに当たっては、誰がどのような手続で決めるのかお知らせを願いたいと思います。

○八重樫秘書課総括課長 知事の政務秘書についてのお尋ねでございます。この根拠といたしましては岩手県条例でございます。特別職の指定に関する条例、昭和26年1月に制定した条例が根拠となっております。

あと他県の設置の例でございますが、6月上旬時点ですので、東京都の知事が辞職する前でございますけれども、本県含めず7都県で政務秘書を設置していると承知してございます。

あと選任の手順でございますけれども、条例によりますと、知事の職の専任の秘書1人の職を特別職として指定するという規定になってございますので、知事が任命するものと承知してございます。

○飯澤匡委員 7都県について、具体的にわかるのであれば教えていただきたいと思えます。

○八重樫秘書課総括課長 設置しているのは、先ほど申し上げました東京都、福島県、埼玉県、千葉県、神奈川県、長野県、沖縄県、以上でございます。

○飯澤匡委員 達増知事が就任して、前の政務秘書が就任されて約9年ですか。この間、岩手県の県民利益にとってどのような効果があったのでしょうか。特別職ですから人件費等は県民の税金から払われているのですから、それは政策地域部なり、そこら辺で一応は検証する必要があると思うのですがその点について、やっているのかやっていないのか、

やっていないならやっていないでもいいですが、これは誰かが検証しなければならないと思います。県当局内でどのような効果があったのか、マイナスとはなかなか言えないでしょうから、プラスの部分であるとかそういうのはどういうふうに現在把握しているのか教えていただきたいと思います。

○八重樫秘書課総括課長 費用対効果ということでの分析はやってはおらないのですけれども、いずれ一般職の職員は政務に携わることができませんので、政務と公務の調整について政務秘書にさせていただいたという効果があったということです。

○飯澤匡委員 政府との関係など考えられる状況の中で、政務秘書でなければならない状況というのは、何が挙げられるのか教えていただきたい。

○八重樫秘書課総括課長 地方公務員法の規定によりますと、一般職の職員というのは、政治的行為の制限がございますので特別職の政務秘書については、知事が行う政治的行為の補佐とか、そういった政治的行為について政務秘書が行うことになっております。

○飯澤匡委員 わかりました。いずれ、任命については知事がやるということで、これは人事権でしょうから、このことについては、議会がこのようなことについてできるのかという極めて限定的であります。ただ、県民に対してということになるか、議会に対してということになるのかかもしれませんが、いずれ現状の中で政治的な意味合いというのをどこに価値を見出すのかというのは、私はどこの政党にも属していませんから、そこはしっかり判断をしなければならないし、我々議会もそれを見ていかなければならないのだろうと思います。

最後にお伺いしますが、その時期については、記者会見では選挙後というお話がありましたが、それは県庁組織内で何らかの検討なり、知事から部局長会議などでお話が出ていて、その任命するに当たってはこういう方向を目指したいとか、そういうお話があったかどうか、あったならば教えていただきたいと思います。

○保秘書広報室長 政務秘書のお話ございましたけれども、今の御質問で申し上げますと、人選に関しての話は、我々のほうには全くないという状況でございます。記者会見等では、選挙後にというお話は私たちも聞いておりますけれども、だからと言って我々が何かということは全くないという状況でございます。

また、今いろいろお話ありましたことにつきましては、もとより我々は県民の皆様と知事とのパイプ役ということでございますので、その辺をしっかりと務めさせていただきたいと思います。

○郷右近浩委員 議案等説明会の際に農林水産部から特定職員によるメール問題に係る調査の概要ということで説明がありましたけれども、この件につきまして、今回は農林水産部で起きた事案ではあるのですけれども、しかしながら、県全体としてのコンプライアンスというか、そうしたものをきちんと考えるとするならば、やはり総務委員会としてきちんと今回の事案を考えながら、今後進めていかなければいけないと考えるのでありますが、まず最初に総務部としての所感をお伺いしたいと思います。

○**風早総務部長** まず、今委員から御指摘ございましたが、このたび報道等がされておりますが、地方公務員法に規定する政治的行為の制限に抵触するおそれのある行為が農林水産部で起きました。これはあってはならないことでありまして、改めて議員、県民の皆様におわびを申し上げる次第でございます。

この件に関しまして、報道等がありました直後の5月6日でございますが、総務部から全庁に対しまして、政治的行為の制限を初め服務規律、コンプライアンスの徹底について、改めて通知を行いました。また、先日、管理職を対象にコンプライアンスの特別の講演会を行わせていただいたところでございます。

一度事案が発生しますと、公務に対する信頼が著しく損なわれてしまう問題でもあります。法について不知であった、意識していなかったということが決して許される問題ではございませんので、引き続きさまざまな研修等を通じて、今回のような事案が二度と起らないように徹底してまいりたいと思います。

○**郷右近浩委員** これが地方公務員法の違反かどうかというのは、これはまた別なところで考えていただく部分だと思っておりますが、しかしながらこのような事案というのは、県庁職員全体の信頼を失う本当に大変な問題であると思っております。

今回は、農林水産部ということでありましたが、他の部局等ではなかったのか、この事案を受けて調査したのか、総務部として何か対応されているのでしょうか。

○**佐藤人事課総括課長** 総務部長も答弁をいたしました。今般の発生事案を受けまして5月6日に総務部長から職員の服務規律の確保に関する文書を発出いたしまして、職員の政治的行為の制限について、職員が法律に違反をして責任を問われ、あるいは法律に違反しているかのような疑念を招くことがないように、職員の服務規律の確保の徹底につきまして通知をしたところでございます。

この通知を受けまして、各部局においては伝達等、職員への周知徹底を図ったと認識してございますが、同様の事案があったという報告、通報はございませんことから、同様の事案はなかったものと受けとめておりまして、調査を行うということは考えてございません。

○**郷右近浩委員** 今回、コンプライアンスの徹底を図ったということで、全庁的に話をさせていただいたということによろしいかなと思います。今回は岩手県の農林水産部で起こったことですが、市町村行政ともつながっていく中で、今度は県庁発で岩手県全体を巻き込んでということにもなりかねないのではないかとということをやはり心配しています。もちろんそんなことがあってはいけないという思いからでありますので、今回の件を教訓として、これから再発防止にきちんと対処していただきたいと思っております。

○**柳村一委員** 6月22日に行われた、平成28年度第1回原発放射能影響対策本部会議の資料でちょっとお聞きしたいのですが、第7次までの請求の支払い状況等で岩手県の支払い率が93.6%、大体は通っているのかなと思いますけれども、市町村等が40.6%ということで特にも市町村については39.2%しか採択されていない。これは和解金を含んでこのく

らのパーセンテージの差が出ているのですけれども、その原因というのはどういうところがあるのかお伺いしたいと思います。

○**松本放射線影響対策課長** お尋ねのありました県と市町村との支払い状況の差についてでございますけれども、県の場合は、牧草地の除染など、除染事業費等が賠償請求の中心になっておりまして、これについてはおおむね東京電力でも支払っていただいている状況でございます。

一方、市町村につきましては、事業費よりも人件費が請求の中心になっておりまして、人件費につきましては、県も同様でございますけれども、時間外の人件費につきましては、東京電力が認めないという状況にあります。その影響がありまして市町村の支払い率が減っていて、県に比べて低いという状況でございます。

○**柳村一委員** 和解の部分でも人件費については難しいということなのでしょうか。

○**松本放射線影響対策課長** 原子力損害賠償紛争解決センターに対して提訴しまして、1回目の和解は終わっているのですけれども、その中でも、やはり人件費につきましては、時間内の部分についてはそのまま認められていますが、時間外の分については厳しい状況ということでございます。

○**柳村一委員** これは請求してもいつまでもお金が入ってこないということでしょうか。県としても、今後時間外の部分は、もうあきらめるしかないとお考えなのでしょうか。あと、会議の出席者で、県からは総務部、商工労働観光部、農林水産部長が出ていますけれども、市町村は代表者の方しか出ておられないので、市町村の現状というものを訴えるときにちょっと弱いのではないのかと思うので、そこら辺は県もバックアップして賠償に応じるような協力をしていただきたいと思うのですけれども、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○**松本放射線影響対策課長** 人件費の時間外部分につきましては、判例がございまして、その判例が変わるまでは、賠償していただくことは難しいかと思うのですけれども、請求権自体は放棄しておりませんので、ほかの裁判の様子等を見ながら、判例が変わって請求可能といいますか、支払いをいただけるという状況になれば当然請求してまいるといえるという考え方でございます。

それから、損害賠償請求の交渉につきまして、市町村の側の出席者が少ないのではないかというお話でございましたけれども、7月7日に第8次の請求の予定をしておりますけれども、その際は、市長会の代表として大船渡市長、それから町村長会の代表として西和賀町長、さらに一関市長にもおいでいただいてやるのですけれども、ほかにも部長とか、関係の職員の方が奥州市とか平泉町からもいらっしゃいますので、引き続き連携して、東京電力に対しては請求を続けてまいりたいと考えています。

○**柳村一委員** 請求して5割も支払われていないわけですので、やっぱり市町村としても苦しい立場だと思えます。県としてもしっかりバックアップしてもらいたいと思えますので、よろしく願います。

次に、警察官の採用状況についてお聞きしたいのですが、震災後どのような感じで採用しているのか、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○**種田警務部長** 大卒程度の学力を有する警察官A及びそれ以外の警察官Bの震災後の採用状況でございますけれども、受験者全体では、平成22年度は932人、平成23年度は949人、平成24年度は799人、平成25年度は587人、平成26年度は467人と減少が続いておりましたけれども、平成27年度は530人ということで、減少に歯どめがかかっているという状況でございます。

また、採用の人数につきましては、合格者の人数になりますけれども、平成22年度が81人、平成23年度が131人、平成24年度が115人、平成25年度が137人、平成26年度が115人、平成27年度が115人という状況となっております。

○**柳村一委員** 求人の有効倍率がいい状況の中で、警察官の募集も難しいのかなということで、合格率で見ると、平成22年度は11.5の倍率だったのが、平成26年度の倍率は4.1倍と半分以下になっているということは、やっぱり警察官を希望する方が少なくなっているのではないかと思います。

秋田県では、今年度から、警察官A、B合わせて35歳まで募集年齢を引き上げているという状況で、お隣の県も厳しいのかなと思うのですが、今は募集年齢の上限が32歳ということなのですが、年齢を引き上げるとか、採用の考え方をどのような方法で進められるのかをお伺いしたいと思います。

○**種田警務部長** 優秀な人材を確保するためには、多くの受験者を確保することが重要だと考えられております。受験者数をふやすためには、警察官という職業の魅力をアピールして、採用と就職活動を強化していく必要があると考えております。

受験年齢の引き上げについてでございますけれども、現在の受験資格年齢は、警察官Aが33歳未満、警察官Bが17歳以上で19歳未満となっております。受験年齢の引き上げにつきましては、警察官Aにつきましては、平成22年度に年齢の上限を29歳未満から33歳未満に引き上げたところでございますけれども、さらなる引き上げにつきましては、最近の採用試験における受験者や合格者の年齢、あと採用後のキャリアアップなど県警全体の年齢構成の影響等を踏まえまして検討してまいりたいと考えております。

また、受験者確保のための取り組みについてでございますけれども、警察官という職業の魅力をアピールするため、警察学校におけるオープンキャンパスや夜間、休日における説明会、そういったものを開催しております。

また、就職適齢期の若者がよく利用するツイッターを活用しての情報発信活動など工夫を凝らして採用状況の発信に努めているところでございます。さらに、今年度からは首都圏に在住し、Uターン就職を希望する受験者を確保するため、新たに埼玉県に試験会場を設定したところでございます。県警察といたしましては、今後とも優秀な人材確保のための採用活動を強化してまいりたいと考えております。

○**伊藤勢至委員** 交通課長に一つお伺いしたいと思います。今度7月でしょうか、青森

県で三陸沿岸国道並びに鉄道完遂促進協議会というのがあります。この協議会には、沿岸地区選出の議員6人が行っているわけなのですが、今回で第72回だったと思うのですが、戦後71年ですから、年に2回ぐらいやっていたときもあって、相当長い歴史のある協議会です。今回、三陸沿岸道路、三沿道と言いますが、八戸から仙台までようやく結ばれることになって、もう既に全工区着工しております。それから、鉄道については当時は新幹線のことを言っているのだと思いますが、これも北海道まで延びてしまい、また、BRTが入りますけれども、気仙沼線、大船渡線、それから山田線、八戸線とこれらもつながる方向が見えてきたわけなのですが、そうするとこの期成同盟会の意義がもう終わってしまったのではないかと、そういうふうに思っております。八戸まで3時間かけて行き、大した内容もない話をやってくるのは、非常にもったいない気がしております。

実は去年は仙台市でありまして、JRの仙台支社長と盛岡支社長が来るというので、ちょっと一文句を言わなければならないと思っていました。気仙沼線、大船渡線のBRTは、当初は仮設の仮設ですということが始まって、最終的にはBRTでそのままになってしまったわけです。しかも、今度、北海道に新幹線が行ってしまいますと、岩手県として文句を言うチャンスを失ってしまうと私は思っていました。

古い話になって恐縮ですが、新幹線が盛岡大宮間で開業して、上野まで延びて、さらに東京まで延びた。さらにこれを八戸あるいは秋田まで延ばそうということで延伸したわけですが、そのときに、岩手、青森、秋田は1,000億円負担をしている。こういう1,000億円を負担しているのだから、今度、北海道に延ばしてやるときには仁義として500億円を岩手県がもらってもいいのではないかと、そういう話をしようということをおきましたら、JR関係者が突如欠席して仙台には来ませんでした。だから、文句を言う機会を失ってしまったと思うのです。

北海道には、北海道開発庁というのがあって、役所は今なくなりましたが、それでも3,500億円が毎年道に交付されている。沖縄の沖縄開発庁はそのままあって、なお3,500億円入っている。こういう話をやるべきで、大船渡線の復旧に470億円、このくらいはぱっと出さなさいという話をやる機会を失ってしまったのではないかと、というのが一つと鉄道、国道完遂協議会そのものの意義がもう終わったのではないかと、思うのですが、どういうふうにお考えでしょうか。

○大坊交通課長 ただいまさまざまなサジェスションをいただきました。まず、国道、鉄道の完遂の協議会についてですが、ことは8月9日に八戸で開催される予定になっておりまして、今回は青森県がホストということになります。この会のあり方自体をどうするかというのは、さまざま議論もあろうとは思いますが、今お話ありました三陸縦貫鉄道が災害でBRTもまぜながら、曲がりなりにも1本になったという話はあるものの、まだ山田線が開通していないという問題もありますし、そういったところの議論やBRTでつぎはぎになった三陸縦貫鉄道をどういうふうにして、うまく運営していくかといったような議論なども一つの課題として残っていると思っておりますので、そういったところを議論す

る場としては、まだ何かしらかの意義はあるのではないかと思います。

また二つ目ですが、JRとのいろいろなやりとりの部分になりますが、この完遂協議会にはJR支社が中心に参りますけれども、そういった中で当然議論はできると思いますし、今回の八戸での会議に関しましては、欠席という話はまだ聞いておりませんので、もしそのようなお話があるようであれば、私どもとも連携をしながら、話すべきは話し、あるいは改善すべきところは改善するといったようなところで御提案も可能かと思います。そういった意味で、ぜひ応援していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○伊藤勢至委員 なるほど、まだこう薬があるかなと今思ったのですが、今度ラグビーワールドカップで宮城にも青森にも秋田にも応援していただきたいということで、みんなで行かなければならないわけなので、けんかをするのはやめておきます。

○小野共委員長 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 なければ、これで本日の審査は終わります。

執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。委員の皆様には、次回及び次々回の委員会運営等について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回及び次々回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、8月2日に予定しております閉会中の委員会ではありますが、今回継続審査となりました請願陳情3件及び所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、女性活躍推進のための特定事業主行動計画についてといたしたいと思います。

また、次々回、8月31日に予定しております閉会中の委員会ではありますが、今回継続審査となりました請願陳情が次回、8月2日の委員会においても継続された場合は、当該請願陳情及び所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、三陸総合振興とDMOの取組についてといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたします。なお、詳細につきましては、当職に御一任願います。おって継続審査及び調査と決定いたしました各件につきましては、別途議長に対し、閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることといたしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の7月の県内、東北ブロック調査についてでありますがお手元に配付しております平成28年度総務委員会調査計画(案)のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。追って通知いたしますので、御参加をお願いします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。